# 人身取引(性的サービスや労働の強要等) 対策に関する取組について(年次報告)

令和5年6月30日人身取引対策推進会議

## 目次

7	ばじ	√Ø ⊂	. 1
	(1)	「人身取引」の定義	. 1
	(2)	我が国における人身取引対策の枠組み	. 3
2	人身	·取引の実態把握の徹底	. 5
	(1)	我が国における人身取引被害の発生状況等	. 5
	1	人身取引被害者の状況	. 5
	2	人身取引被疑者の状況	. 7
	3	事例	11
	(2)	諸外国政府等との情報交換	12
3	人身	·取引の防止	12
	(1)	入国管理の徹底等を通じた人身取引の防止	12
	1	厳格な出入国管理の徹底	12
	2	厳格な査証審査	13
	3	査証システムを通じた情報共有	13
	4	偽変造文書対策の強化	13
	(2)	在留管理の徹底を通じた人身取引の防止	14
	1	厳格な在留管理による偽装滞在・不法滞在を伴う人身取引事犯の防止	14
	2	不法就労事犯に対する厳正な取締り	14
	3	不法就労防止に係る積極的な広報・啓発の推進	15
	(3)	労働搾取を目的とした人身取引の防止	15
	1	外国人技能実習制度の適正化	15
	2	外国人技能実習生に対する法的保護等の周知徹底	18
	3	労働基準関係法令の厳正な執行	21
	(4)	外国人材の更なる活用に向けた制度に係る取組	22
	1	外国人建設就労者受入事業	22
	2	国家戦略特別区域家事支援外国人受入事業	23
	3	特定技能の在留資格に係る新たな外国人材受入れ制度	24
	(5)	人身取引の需要側に対する取組	28
	1	性的搾取の需要側への啓発・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	28
	2	雇用主等への働きかけ	29
4	人身	P取引被害者の認知の推進	33
	(1)	「被害者の認知に関する措置」に基づく取組の推進	33
	(2)	潜在的被害者に対する被害申告先、被害者保護施策の周知	35
	(3)	外国語による窓口対応の強化	37

	(4)	在京の各国大使館との連携	39
	(5)	在外公館等における潜在的人身取引被害者に対する注意喚起の推進	39
	(6)	インターネット・ホットラインセンターの運用	39
5	人身	ł取引の撲滅	42
	(1)	取締りの徹底	42
	1	売春事犯等の取締りの徹底	42
	2	子供の性被害(児童の性的搾取)に対する厳正な対応	42
	3	悪質な雇用主、ブローカー等の取締りの徹底	45
	4	アダルトビデオ出演被害問題に対する厳正な対応	45
	(2)	国境を越えた犯罪の取締り	46
	1	外国関係機関との連携強化	46
	2	国際捜査共助の充実化	47
6	人身	ł取引被害者の保護・支援	47
	(1)	「被害者の保護に関する措置」に基づく取組の推進	47
	(2)	保護機能の強化・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	48
	(3)	被害者への支援	48
	1	婦人相談所等における一時保護・援助等の一層の充実	48
	2	ワンストップ支援センターの体制整備を始めとする性犯罪・性暴力被害者	
		支援の充実	49
	3	捜査過程における被害者への情報提供	
	4	被害者に対する法的援助の実施とその周知	
	5	外国人被害者の自主的帰国・社会復帰支援	
7	人身	ł取引対策推進のための基盤整備	
	(1)		
	1	人身取引議定書の締結	54
	2	関係諸国及び国際機関との連携強化	
	(2)		
	1	政府広報の更なる促進・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	
	2	学校教育等における取組	
	3	中小企業団体等への働き掛け・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	
	4	海外渡航者への啓発・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	
	(3)	人身取引対策の推進体制の強化	
	1	関係行政機関職員等の知識・意識の向上・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	
	2	関係行政機関の連携強化・情報交換の推進	
		NCO IOM 体にの 古性	70
8	3	NGO、IOM 等との連携 その取組について	

【図1】	人身取引の定義(人身取引議定書第3条)	2
【表1】	平成 16 年から令和 4 年までの主な取組	3
【図2】	我が国における人身取引対策の体制	4
【図3】	人身取引事犯の被害者数の推移(平成13年~令和4年)	6
【図4】	被害者(46 人)の国籍・地域	6
【図5】	外国人被害者(2人)の在留資格	7
【図6】	人身取引事犯の検挙件数・検挙人員の推移(平成13年~令和4年)	8
【図7】	被疑者 (37人) の国籍・地域	8
【表2】	起訴された者(34人)の罪名・裁判結果等(令和5年3月31日現在)	8
【表3】	令和4年の年次報告において「公判係属中」であった者(6人)の	
	罪名・裁判結果(令和5年3月31日現在)	10
【表4】	令和3年の年次報告において「公判係属中」であり、4年の	
	年次報告においても引き続き「公判係属中」であった者(3人)の	
	罪名・裁判結果(令和5年3月31日現在)	11
【図8】	技能実習法の概要(法務省・厚生労働省)	16
【図9】	技能実習生手帳(OTIT 作成)(抜粋)	20
【図 10】	外国人技能実習生のみなさんへ(厚生労働省)(抜粋)	21
【図 11】	外国人建設就労者受入事業(国土交通省)	22
【図 12】	外国人家事支援人材の活用(内閣府)	24
【図 13】	携行用の苦情・相談窓ロ一覧カード(日本語版ひな形)(内閣府)	24
【図 14】	特定技能の在留資格に係る制度概要(出入国在留管理庁)	27
【図 15】	人身取引対策ポスター等(内閣府)	31
【図 16】	STOP!子供の性被害ポスター(英語版)(警察庁)	32
【図 17】	海外安全虎の巻(外務省)(抜粋)	32
【図 18】	技能実習生に対するその行為は人身取引です(厚生労働省)	33
【図 19】	匿名通報事業ポスター(警察庁)	34
【図 20】	匿名通報事業の流れ(警察庁)	34
【図 21】	人身取引対策リーフレット(警察庁)	36
【図 22】	国際空港におけるデジタルサイネージ(警察庁)	36
【図 23】	被害者保護の流れ(出入国在留管理庁)	37
【図 24】	外国語人権相談リーフレット(英語版)(法務省)(抜粋)	38
【図 25】	人身取引(性的サービスや労働の強要等)に関する情報提供・相談窓口等	41
【図 26】	子供の性被害防止プラン(児童の性的搾取等に係る対策の基本計画)	
	2022 概要(警察庁)	44
【図 27】	犯罪被害者の方々へ(検察庁)(抜粋)	50

【図 28】	多言語情報提供サービス (法テラス)	52
【図 29】	自主的帰国・社会復帰支援の流れ (IOM)	53
【図 30】	我が国の拠出事業による帰国後の被害者への社会復帰支援の例	
	(被害者が帰国後にIOMの支援を受けて開いた店)(IOM)	54
【図 31】	IOM マニラ職員によるモニタリング・インタビューの様子 (IOM)	54
【図 32】	人身取引議定書等の受諾書の寄託(外務省)	55
【図33】	アセアン諸国における人身取引対策協力促進(JICA・国立女性教育会館)	56
[図34]	人身取引対策ホットライン・ハノイオペレーションセンターの様子	
	(JICA)	58
【図 35】	JICA ベトナム Anti-TIP ほっとライン便り (同国の人身取引対策関連の	
	政令改定に関する協力や電話相談員研修の実施等について報告)(JICA)	58
【図 36】	人身取引事犯の主な手口(警察庁)	63
【図 37】	人権の擁護(法務省)(抜粋)	65
【図 38】	リーフレット(国立女性教育会館)(抜粋)	66
【図 39】	旅券不正取得防止ポスター(外務省)	66
【図 40】	タイの人身取引の現状等を取り上げた広報漫画(日本語版・タイ語版)	
	(出典:独立行政法人国際協力機構 (JICA) (JICA・小学館協働企画)	67
【図41】	「生命(いのち)の安全教育」教材・啓発資料例(文部科学省)	68
【図 42】	人身取引関係省庁一覧	75

#### 1 はじめに

人身取引(性的サービスや労働の強要等)は重大な人権侵害であり、人道的観点からも迅速・的確な対応が求められている。これは、人身取引が、その被害者に対して深刻な精神的・肉体的苦痛をもたらし、その損害の回復は非常に困難だからである。また、人身取引はしばしば国境を越えて行われる深刻な犯罪であり、人身取引の防止・対策の強化は国際社会が取り組むべき喫緊かつ共通の課題である。

政府では、令和4年12月人身取引対策に係る情勢に適切に対処し、政府一体となって総合的かつ包括的な人身取引対策に取り組んでいくため、「人身取引対策行動計画2022」(以下「行動計画2022」という。)を策定し、これに基づいて対策に取り組んでいる。

社会・経済の変化とともに、人身取引の手段の巧妙化や情勢の変化が想定される中、今後、人身取引対策の成果を上げていく上で、人身取引に係る最新の情勢を把握し、各種施策の進捗状況を確認・検証していくことが不可欠であることから、行動計画 2022 において、人身取引に関する施策の実施状況や人身取引事犯の取締状況等、我が国の人身取引に係る取組をまとめた年次報告を作成することとされている。

本年次報告は、主に4年に行った関係省庁の人身取引対策に係る取組をまとめたものである(そのため、人身取引対策行動計画 2014(以下「行動計画 2014」という。)に基づくものが中心となる。)。本年次報告を通じて、国民に広く人身取引の実態を知っていただくとともに、人身取引対策に関心が高まる機会となれば幸いである。

#### (1) 「人身取引」の定義

人身取引について、「国際的な組織犯罪の防止に関する国際連合条約を補足する 人 (特に女性及び児童)の取引を防止し、抑止し及び処罰するための議定書」(以 下「人身取引議定書」という。)第3条は、次のとおり定義している。

#### 第3条

(a) 「人身取引」とは、搾取の目的で、暴力その他の形態の強制力による脅迫若しくはその行使、誘拐、詐欺、欺もう、権力の濫用若しくはぜい弱な立場に乗ずること又は他の者を支配下に置く者の同意を得る目的で行われる金銭若しくは利益の授受の手段を用いて、人を獲得し(recruitment)、輸送し(transportation)、引き渡し(transfer)、蔵匿し(harbouring)、又は収受(receipt)することをいう。搾取には、少なくとも、他の者を売春させて

搾取することその他の形態の性的搾取、強制的な労働若しくは役務の提供、奴隷化若しくはこれに類する行為、隷属又は臓器の摘出を含める。

- (b) (a) に規定する手段が用いられた場合には、人身取引の被害者が(a) に 規定する搾取について同意しているか否かを問わない。
- (c) 搾取の目的で児童を獲得し、輸送し、引き渡し、蔵匿し、又は収受することは、(a) に規定するいずれの手段が用いられない場合であっても、人身取引とみなされる。
- (d) 「児童」とは、十八歳未満のすべての者をいう。

これを簡単に図示すると、図1のとおりとなる。

#### ①目的 ②手段 ③行為 ・暴力その他の形態 •獲得 の強制力による脅 売春させて搾取す ることその他の形態 の性的搾取 輸送 ・暴力その他の形態 の強制力の行使 の手段 等を含む 引き渡し ・強制的な労働・役 する行為 誘拐 搾取の を用いて 務の提供、奴隷化、 目的で 人を 隷属等 詐欺、欺もう • 蔵匿 ・権力の濫用、ぜい ・臓器の摘出 弱な立場に乗ずるこ •収受 ・支配的立場にいる 者に対する金銭、利 益の授受

【図1】人身取引の定義(人身取引議定書第3条)

※ 被害者が児童(18歳未満)の場合は、②の手段が用いられていなくても、人身取引とみなされる。

被害者の多くは女性や児童であるが、この定義にあるとおり、売春などの性的な搾取のみならず、労働搾取や、臓器の摘出などを目的としたものも人身取引に該当し、性別や国籍を問わず、被害者となり得る。また、人身取引という行為には、人の「売買」に限らず、搾取の目的で、被害者を騙したり、弱い立場にあることにつけ込んだりして被害者を支配下に置くなどの行為も含まれ、暴力、脅迫、詐欺などの手段が用いられた場合には、被害者が搾取に同意していたか否かを問わない。さらに、18 歳未満の児童を搾取の目的で支配下に置くなどした場合は、上記手段が用いられない場合でも、人身取引とされる。このように、人身取引には様々な形態が

あり得る。

我が国は、平成17年の刑法改正で、当時、国内法の罰則で処罰の対象となっていなかった行為について罰則(人身売買罪等)を創設・整備したことにより、人身取引議定書の定義する人身取引に該当する行為を全て犯罪として規定している。

また、29年6月15日、第193回国会において、「国際的な組織犯罪の防止に関する国際連合条約」(以下「国際組織犯罪防止条約」という。)の締結に必要な担保法を整備する組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律等の一部を改正する法律(平成29年法律第67号)が成立し、同年7月11日、同法が施行されたことに伴い、同日、我が国は、国際組織犯罪防止条約及びこれを補足する人身取引議定書等を締結し、これらの締約国となった。

#### (2) 我が国における人身取引対策の枠組み

政府は、人身取引の防止・撲滅と被害者の保護に向け、関係省庁間の緊密な連携を図り、国際社会と協調し、これを早急かつ着実に推進するため、16年4月、内閣に「人身取引対策に関する関係省庁連絡会議」を設置し、対策に取り組んできた。

しかし、依然として人身取引対策に対する国際社会の関心は高く、我が国の取組 状況も、国際社会から注目されている状況にあることから、26 年 12 月 16 日の犯罪 対策閣僚会議 において、行動計画 2014 を決定するとともに、同日の閣議において、 関係閣僚から成る「人身取引対策推進会議」を随時開催することについて了解され た。

27 年 5 月には、「人身取引対策推進会議」第 1 回会合を開催し、主に 26 年中の 我が国における人身取引被害の状況や、関係省庁による人身取引対策の取組状況を まとめた年次報告「人身取引対策に関する取組について」を決定するとともに、引 き続き、人身取引の根絶を目指し、行動計画 2014 に基づく取組を着実に進めていく ことを確認した。28 年以降、毎年「人身取引対策推進会議」を開催してきた。

また、令和4年12月には、人身取引対策に係る情勢に適切に対処し、政府一体となった総合的かつ包括的な人身取引対策を更に推進するため、行動計画2022を決定した。

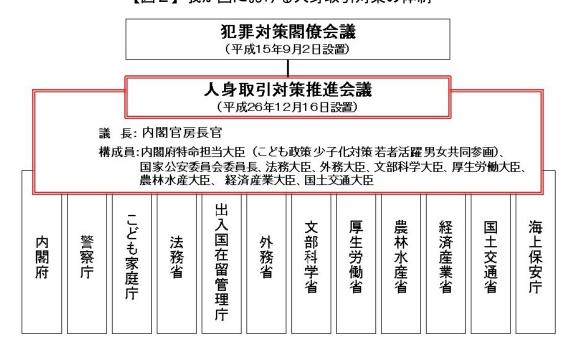
現在、「人身取引対策推進会議」を中核に、内閣官房の調整の下、内閣府、警察 庁、こども家庭庁、法務省、出入国在留管理庁、外務省、文部科学省、厚生労働 省、農林水産省、経済産業省、国土交通省及び海上保安庁が、それぞれの所掌事務 に応じて、人身取引対策に取り組んでいる。

#### 【表1】平成16年から令和4年までの主な取組

平成 16 年4月	「人身取引対策に関する関係省庁連絡会議」を設置
同年 12 月	「人身取引対策行動計画」を決定

亚代 01 左 10 日	「人身取引対策に関する関係省庁連絡会議」を犯罪対策閣僚会議の下に位置付け	
平成 21 年 12 月	犯罪対策閣僚会議において「人身取引対策行動計画 2009」を決定	
平成 22 年6月	「人身取引事案の取扱方法(被害者の認知に関する措置)について」を連絡会議で申合せ	
平成 23 年7月	「人身取引事案の取扱方法(被害者の保護に関する措置)について」を連絡会議で申合せ	
亚片 06 年 10 日	犯罪対策閣僚会議において「人身取引対策行動計画 2014」を決定	
平成 26 年 12 月	犯罪対策閣僚会議の下「人身取引対策推進会議」を随時開催することを閣議で了解	
亚弗尔东日	「人身取引対策推進会議」第1回会合を開催	
平成 27 年5月	年次報告「人身取引対策に関する取組について」を決定・公表	
平成 28 年5月		
平成 29 年5月		
平成 30 年5月	「人身取引対策推進会議」第2~8回会合を開催 年次報告「人身取引対策に関する取組について」を決定・公表	
令和元年5月		
令和2年5月	十八和日・八才収引が沢に関する収価について」で次定・公衣	
令和3年6月		
令和4年6月		
令和4年 12 月	犯罪対策閣僚会議において「人身取引対策行動計画 2022」を決定	

#### 【図2】我が国における人身取引対策の体制



#### 2 人身取引の実態把握の徹底

- (1) 我が国における人身取引被害の発生状況等
  - ① 人身取引被害者の状況
    - 4年中に我が国が保護した人身取引被害者は、46 人(前年比-1人)であった。

性別については、女性が44人(同-3人)、男性が2人(同+2人)であった。

○ 国籍・地域別については、日本が 44 人(同+13 人)で、約 9.5 割を占めた。

外国人の被害者 2 人の国籍・地域別では、フィリピンが 1 人(同-9 人)、タイが 1 人(同+1 人)であった。

○ 外国人の被害者2人の在留資格については、「日本人の配偶者等」が1人 (同+1人)、「短期滞在」が1人(同±0人)であった。

4年中に出入国在留管理庁において保護した外国人の被害者は2人であり、 このうち在留資格を有していた者1人に対し、在留資格の変更を許可すると ともに、不法残留により出入国管理及び難民認定法(昭和26年政令第319号) 違反状態となっていた者1人に対し、在留特別許可を行った。

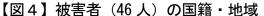
なお、外国人の被害者については警察、出入国在留管理庁又は外国人技能 実習機構等のいずれかの機関で保護する場合又は段階に応じて全ての機関で 保護する場合等がある。上記の「外国人の被害者2人」は、警察及び出入国 在留管理庁のいずれにおいても保護した者である。

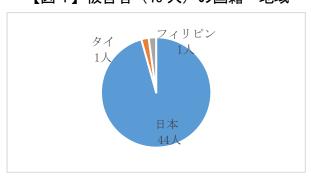
- 被害者 46 人のうち、児童(18 歳未満)が33 人(同+15 人)であり、国籍・地域別では、全員が日本人であった。
- 〇 被害の形態については、性的搾取の被害を受けた者が44人(同+13人)、ホステスとして稼働させられた者が1人(同-10人)、ホステス以外の労働搾取の被害を受けた者が1人(同-4人)であった。

特徴としては、日本人の被害は、SNS 等インターネットを通じて知り合った被疑者に誘拐され、性交等された事案、同居人等から生活費等名目で金銭を要求され、売春を強要された事案、外国人の被害は、入国後、住居からの外出が制限された状態でホステスとして低賃金で稼働させられた事案、勧誘時の約束とは異なる労働条件で稼働を強制された労働搾取事案があった。

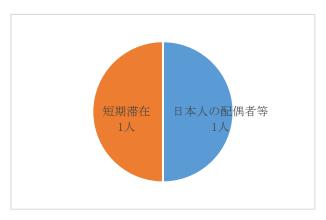
- 4年中に婦人相談所において一時保護を行った被害者は2人であり、国 籍・地域別では、日本人が1人、フィリピン人が1人であった。 被害者に対し、生活支援や医療ケア等を行った。
- 4年中、国際移住機関(IOM)を通じた支援により外国人被害者1人が帰 国し、一時宿泊所が提供された。本国においてリクルーターが帰国した被害 者の実家に接触する等、安全上のリスクが懸念されたため、帰国後の安全対 策を行った。また、偽装結婚の婚姻解消のための行政手続に関する助言を行 った。社会復帰・経済的自立支援事業としては、輸送ビジネスの起業支援を 行った。

【図3】人身取引事犯の被害者数の推移(平成13年~令和4年) 140 (人) 120 100 80 60 40 20 13 14 15 16 17 18 19 20 21 22 23 24 25 26 27 28 29 30 1 2 3 4 被害者数 65 55 83 77 117 58 43 36 17 37 25 27 17 25 54 50 46 27 47 38 47 46 ●うち日本人 0 0 0 0 0 0 1 2 2 12 4 11 10 12 13 25 28 18 34 30 31 44





【図5】外国人被害者(2人)の在留資格



#### ② 人身取引被疑者の状況

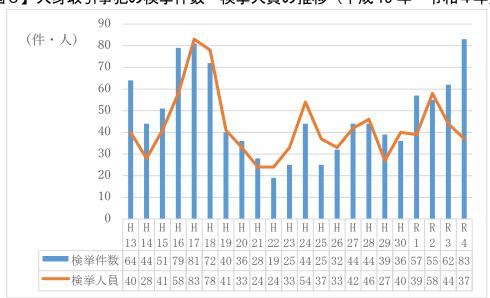
- 我が国が保護した人身取引被害者に係る4年中の人身取引事犯の検挙件数は83件(前年比+21件)、検挙人員は37人(同-7人)であった。 被疑者の性別については、男性が32人(同-4人)、女性が5人(同-3人)であった。
- 国籍・地域別では、全員が日本人であった。
- ブローカー及び暴力団構成員等はいずれも0人であった。
- 処分状況については、起訴された者(家庭裁判所送致とされた者を含む。 以下同じ。)が34人、証拠上の問題等により不起訴処分となった者が2人、 捜査中の者が1人である。この起訴された者34人のうち、28人は有罪が確 定し、4人は公判係属中であり、2人は家庭裁判所送致とされた者である (5年3月31日現在)。

なお、4年に決定した年次報告において「公判係属中」であるとされていた者6人のうち、5人は有罪が確定し、1人は引き続き公判係属中である(5年3月31日現在)。

また、3年に決定した年次報告において「公判係属中」であるとされ、4年に決定した年次報告においても引き続き「公判係属中」であるとされていた者3人全てについて引き続き公判係属中である(5年3月31日現在)。

○ 4年中に出入国在留管理庁において退去強制手続を執った加害者は0人で あった。

#### 【図6】人身取引事犯の検挙件数・検挙人員の推移(平成13年~令和4年)



【図7】被疑者(37人)の国籍・地域



【表2】起訴された者(34人)の罪名・裁判結果等(令和5年3月31日現在)

	罪名	裁判結果
	静岡県青少年のための良好な環境整備	
4	に関する条例違反、売春防止法違反、	罰金100万円
'	風俗営業等の規制及び業務の適正化等	<u>司並100万円</u>
	に関する法律違反	
	児童福祉法違反、児童買春、児童ポル	
2	ノに係る行為等の規制及び処罰並びに	懲役1年、懲役3年6月
	児童の保護等に関する法律違反	
3	売春防止法違反	懲役2年6月、4年間執行猶予、罰金
3	元子的正法连及	30万円
1	<b>主志叶</b>	懲役2年6月、4年間執行猶予、罰金30
4	売春防止法違反 	万円

5	職業安定法違反	懲役1年、3年間執行猶予
	児童福祉法違反、児童買春、児童ポル	
6	ノに係る行為等の規制及び処罰並びに	懲役1年6月
	児童の保護等に関する法律違反	
7	未成年者誘拐、奈良県青少年の健全育	   懲役2年、3年間執行猶予
	成に関する条例違反	念仗2年、5年间我们值了
8	未成年者誘拐	懲役2年、3年間執行猶予
9	児童福祉法違反	懲役2年6月、5年間執行猶予
	児童買春、児童ポルノに係る行為等の	
10	規制及び処罰並びに児童の保護等に関	   罰金 70 万円
10	する法律違反、群馬県青少年健全育成	   <sup> </sup>
	条例違反	
	東京都青少年の健全な育成に関する条	
	例違反、児童買春、児童ポルノに係る	│ │懲役2年6月、5年間執行猶予、罰金
11	行為等の規制及び処罰並びに児童の保	50万円
	護等に関する法律違反、児童福祉法違	00 271 1
	反、わいせつ電磁的記録記録媒体陳列	
	児童福祉法違反、児童買春、児童ポル	
12	ノに係る行為等の規制及び処罰並びに	懲役2年6月
	児童の保護等に関する法律違反	
	児童福祉法違反、児童買春、児童ポル	
13	ノに係る行為等の規制及び処罰並びに	懲役3年
	児童の保護等に関する法律違反	
14	わいせつ略取、監禁、準強制性交等	懲役6年6月
15	わいせつ誘拐、香川県青少年保護育成	   懲役1年6月、4年間執行猶予
10	条例違反	
	児童福祉法違反、未成年者誘拐、児童	
16	買春、児童ポルノに係る行為等の規制	   公判係属中
10	及び処罰並びに児童の保護等に関する	五十,水海十
	法律違反	
	準強制わいせつ、児童買春、児童ポル	
17	ノに係る行為等の規制及び処罰並びに	公判係属中
	児童の保護等に関する法律違反	
18	強制わいせつ	懲役2年、4年間執行猶予
19	児童福祉法違反	罰金 30 万円

20	売春防止法違反	懲役2年、4年間執行猶予、罰金20	
20		万円	
21	売春防止法違反	懲役2年6月、4年間執行猶予、罰金	
21	2010年以上 (本)	30 万円	
	北海道青少年健全育成条例違反、児童		
22	買春、児童ポルノに係る行為等の規制	   罰金 60 万円	
	及び処罰並びに児童の保護等に関する	号1 m 00 \\ \) 1	
	法律違反		
23	職業安定法違反	懲役2年、3年間執行猶予	
24	東京都青少年の健全な育成に関する条	   罰金 50 万円	
24	例違反	<b>□ 1 0 0 0 1 1</b>	
25	東京都青少年の健全な育成に関する条	懲役1年2月、3年間執行猶予、罰金	
20	例違反	20 万円	
26	未成年者誘拐	懲役1年6月、3年間執行猶予	
27	児童福祉法違反	公判係属中	
	児童買春、児童ポルノに係る行為等の		
28	規制及び処罰並びに児童の保護等に関	懲役2年6月、5年間執行猶予	
	する法律違反		
29	広島県青少年健全育成条例違反	罰金 40 万円	
	強要未遂、児童福祉法違反、児童買春		
30	、児童ポルノに係る行為等の規制及び	懲役2年6月	
	処罰並びに児童の保護等に関する法律	心区とすり月	
	違反		
31	公然わいせつ幇助	罰金 10 万円	
	児童買春、児童ポルノに係る行為等の		
32	規制及び処罰並びに児童の保護等に関	公判係属中	
	する法律違反		
33	売春防止法違反	家庭裁判所送致	
34	売春防止法違反幇助	家庭裁判所送致	

# 【表3】令和4年の年次報告において「公判係属中」であった者(6人)の罪名・裁判結果(令和5年3月31日現在)

	罪名	裁判結果
1	傷害、恐喝未遂、売春防止法違反	懲役3年、罰金20万円
2	強制わいせつ、児童買春、児童ポルノ	懲役8年

	に係る行為等の規制及び処罰並びに児 童の保護等に関する法律違反	
3	覚醒剤取締法違反、詐欺、売春防止法 違反	懲役4年6月、罰金30万円
4	児童買春、児童ポルノに係る行為等の規制及び処罰並びに児童の保護等に関する 法律違反、神奈川県青少年保護育成条例 違反	懲役5年
5	児童買春、児童ポルノに係る行為等の 規制及び処罰並びに児童の保護等に関 する法律違反、神奈川県青少年保護育 成条例違反	懲役2年4月、4年間執行猶予
6	強姦	公判係属中

# 【表4】令和3年の年次報告において「公判係属中」であり、4年の年次報告においても引き続き「公判係属中」であった者(3人)の罪名・裁判結果(令和5年3月31日現在)

	罪名	裁判結果
	児童福祉法違反、児童買春、児童ポル	
1	ノに係る行為等の規制及び処罰並びに	公判係属中
	児童の保護等に関する法律違反	
	逮捕監禁、強制性交等、わいせつ誘拐	
2	、児童買春、児童ポルノに係る行為等	   公判係属中
	の規制及び処罰並びに児童の保護等に	
	関する法律違反	
3	窃盗、強盗、暴力行為等処罰に関する	公判係属中
3	法律違反	·公刊术属中 

#### ③ 事例

#### 【事例1】

被疑者らは、居住場所に困っている知人女性を自宅に住まわせ、生活費等の名目で金を要求し、不特定多数の男性を相手に売春させたもの。 被疑者らを売春防止法(昭和31年法律第118号)違反で逮捕。

#### 【事例2】

被疑者は、メンズエステ店で、従業員として雇い入れた児童を不特定多数の

男性を相手に売春させたもの。

被疑者を児童福祉法(昭和22年法律第164号)違反、売春防止法違反等で逮捕。

#### 【事例3】

被疑者は、被害女性に対し、偽装結婚し、「日本人の配偶者等」の在留資格で入国した上での稼働を持ち掛け、同在留資格で入国させた後、住居からの外出を制限した上で、低賃金かつ無休でホステスとして稼働させるなどしたもの。被疑者を電磁的公正証書原本不実記録・同供用で逮捕。

#### (2)諸外国政府等との情報交換

○ 平成16年度以降、外務省幹部を団長とし、関係省庁から構成される「人身取引対策に関する政府協議調査団」を延べ27か国・地域に派遣した。

直近では、令和2年3月、「人身取引対策に関する政府協議調査団」を米国 (ワシントン D. C. 及びフロリダ州マイアミ市) に派遣した。米国連邦政府関係 者とは、両国の連携強化について意見交換を行った。人身取引事案の件数が多いとされるフロリダ州においては、地方警察署、現地の人身取引対策を専門とする学識有識者及び NGO とそれぞれ、近年の人身取引対策の実態、グッドプラクティス及び課題、官民の連携・協力の在り方等について情報収集を行った。

○ 2年度には、日・ASEAN 統合基金(JAIF)2.0を通じて、外務省は「子供の人身取引対策へのテクノロジー活用に関する日 ASEAN ワークショップ(ASEAN-Japan Workshop on Technology-based Approach to Tackle Trafficking of Children)」(ベトナムによる提案)を支援することを決定した。本ワークショップは4年度中に実施した。ASEAN 諸国及び日本の警察庁(児童の性的搾取対策の専門家)等を含む関係機関からの出席者により、ASEAN 地域内における子供を対象とした人身取引事案の現状及び対策におけるテクノロジーの活用の重要性とベストプラクティスが共有され、今後のこの種事案に対する同地域内の協力関係及び各国の執行能力の強化を図るための協議が行われた。

#### 3 人身取引の防止

- (1) 入国管理の徹底等を通じた人身取引の防止
  - ① 厳格な出入国管理の徹底
    - 出入国在留管理庁では、空海港における厳格な上陸審査の実施のため、事前旅客情報(API)、個人識別情報、国際刑事警察機構(ICPO)紛失・盗難旅券データベースを活用している。また、平成27年1月から乗客予約記録

(PNR)の取得を開始し、28 年1月からはその電子的取得を開始した。さらに、令和3年6月、航空会社等に対し、API 及び PNR の電子的な報告を義務化した。

これらの情報については、情報収集及び分析を専門とする部署が中核となって収集・分析を行い、その結果を水際の最前線で活用することにより、本邦への入国目的に疑義が認められる外国人の発見を行うなど、厳格な水際対策を推進している。

- 出入国在留管理庁では、平成 28 年 10 月から、上陸審査時に外国人から提供を受けた顔写真とテロリスト等の顔画像との照合を実施している。
- 出入国在留管理庁では、入国警備官による主要空港の直行通過区域(トランジットエリア)及び港湾区域における組織的な警戒活動を積極的かつ継続的に実施し、不審者、ブローカー等の発見に努めている。

#### ② 厳格な査証審査

○ 外務省では、査証申請に際し、人身取引被害者となり得る者の入国を未然 に防止するため、慎重な審査を行っている。

ホームページにおいても、「人身取引対策に伴う査証審査厳格化措置」と 題したページを設け、人身取引を撲滅するため厳正かつ適切な査証審査を行 うことに関する理解・協力を5か国語(日本語、英語、スペイン語、タイ語 及びインドネシア語)で呼び掛けている。

特に、これまでの人身取引被害者の出身地域に所在する在外公館では、「興行」、「短期滞在」、「日本人配偶者等」等の人身取引に悪用されやすい査証申請について、必要に応じて個別面接を行うなどして、厳格な審査を行っている。

審査の結果、人身取引の被害に遭う可能性が高いとみなされる案件については、関係省庁とも協議の上、査証発給を拒否するなどの対応を行っている。

#### ③ 査証システムを通じた情報共有

○ 外務省では、外務本省、235 の在外公館(令和5年3月31日現在)及び関係省庁との間で査証情報共有のためのシステムを構築し、査証関連情報の共有化を図っている。

#### ④ 偽変造文書対策の強化

○ 出入国在留管理庁では、各空港支局に設置されている偽変造文書対策室に

おいて、偽変造文書の鑑識を厳格に実施するとともに、各空海港の職員等に対し、文書鑑識能力の向上を図るための研修を実施している。

○ 外務省では、高度な偽造対策を施した新たな査証シール仕様を策定したほか、IC 旅券の国際標準化に関する動向及び IC チップ等の旅券に関連する国際標準等の調査により、我が国の旅券の高度化に向けた検討を引き続き行うとともに、2年2月からICセキュリティ機能を強化し、査証頁ごとに異なるデザイン(冨嶽三十六景)を導入した 2020 年旅券の発給を開始した。

#### (2) 在留管理の徹底を通じた人身取引の防止

- ① 厳格な在留管理による偽装滞在・不法滞在を伴う人身取引事犯の防止
  - 警察庁、法務省、出入国在留管理庁及び厚生労働省では、4省庁間で合意 した不法就労等外国人対策の推進に関する方針等に基づき、人身取引に係る 事犯等の取締りの強化及び取締りに伴い認知した人身取引被害者の保護・支援を推進している。
  - 警察では、これまでに構築した犯罪のグローバル化に対応する横断的枠組みや、不法滞在者等の生活、資格・身分の偽装等の手段として利用される犯罪インフラへの対策を総合的に推進する体制を引き続き活用し、偽装結婚を始めとする偽装滞在事案及び不法滞在事案並びにこれらの事案に関与するブローカー等の取締りを強化して、人身取引事犯の掘り起こしに努めている。
  - 出入国在留管理庁では、婚姻関係に疑義があるなど偽装滞在が疑われる案件について、関係機関と協力しながら調査・分析を行うなどして、積極的に実態の解明に取り組んでいる。また、合同摘発等を通じて、警察などの関係機関との情報交換に努めており、必要に応じ、警察などの関係機関に情報提供するなどして加害者処罰につなげるとともに、被害者については、心身の状態や保護の必要性等を考慮して適切に対応している。

#### ② 不法就労事犯に対する厳正な取締り

- 警察庁、法務省、出入国在留管理庁及び厚生労働省では、不法就労外国人 対策等協議会における経営者団体への申入れを行うなどの連携や最新事案等 の情報交換を図っている。
- 警察、出入国在留管理庁及び海上保安庁では、不法就労事犯を積極的に取り締まることにより、人身取引事犯の掘り起こしに努めている。

○ 出入国在留管理庁では、4年中、不法就労が疑われた稼働先 136 か所を摘発した。また、警察庁及び厚生労働省との間で合意した不法就労等外国人対策の推進に関する方針(①参照)に基づき、悪質な雇用主及びブローカーについては、警察等に対し積極的に告発・通報等を行っている。

#### ③ 不法就労防止に係る積極的な広報・啓発の推進

- 警察庁、出入国在留管理庁及び厚生労働省は、不法就労の現状に関する理解を深めるための申入れを経営者団体に対して行うとともに、当該団体傘下の事業主に対し、適正な外国人雇用に係る指導や啓発を実施するよう協力を要請している。
- 出入国在留管理庁では、外国人の雇用を適正化して不法就労を防止するため、政府全体としての「外国人労働者問題啓発月間」に時期を合わせて、従来、毎年6月を、「不法就労外国人対策キャンペーン月間」と定めて広報活動を行ってきたが、4年度は、「共生社会の実現に向けた適正な外国人雇用への協力」を主題として、国民を始め、外国人を雇用する企業、関係団体等に対して、関係省庁、地方公共団体等の協力を得てリーフレットを配布するとともに、駅前大型ビジョン等に啓発映像を掲出するなどして、外国人を受け入れるに当たっての留意点等のほか、不法就労防止に係る啓発活動を行った。
- 海上保安庁では、訪日クルーズ客船の船舶観光上陸許可者を対象に、観光目的以外の上陸は許可されていないなどの犯罪防止啓発動画を客船ターミナルの CIQ デジタルサイネージ等で放映し、不法就労防止の啓発活動を行った。

#### (3) 労働搾取を目的とした人身取引の防止

#### ① 外国人技能実習制度の適正化

○ 平成 29 年 11 月 1 日に施行された「外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律」(平成 28 年法律第 89 号。以下「技能実習法」という。)の概要は図 8 のとおりであり、特に、技能実習生に対する人権侵害行為等について、禁止規定を設け違反に対する所要の罰則を規定するとともに、技能実習生からの相談や申告への対応、技能実習生の転籍の連絡調整等を行うことにより、技能実習生の保護等に関する措置を講ずることとしている。

また、これらに関する事務を行う外国人技能実習機構(OTIT)が認可法人

として同年1月25日に設立登記され、運用を開始している。

#### 【図8】技能実習法の概要(法務省・厚生労働省)

#### 外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律の概要

外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護を図るため、技能実習に関し、基本理念を定め、 国等の責務を明らかにするとともに、技能実習計画の認定及び監理団体の許可の制度を設け、これらに 関する事務を行う外国人技能実習機構を設ける等の所要の措置を講ずる。

#### 法律の概要 ※ 法務省及び厚生労働省で共管

#### 1. 技能実習制度の適正化

- (1) 技能実習の基本理念及び関係者の責務規定を定めるとともに、 技能実習に関し基本方針を策定する。【第3条から第7条まで関係】
- (2) 技能実習生ごとに作成する技能実習計画について認定制とし、 技能実習生の技能等の修得に係る評価を行うことなどの認定 の基準や認定の欠格事由のほか、報告徴収、改善命令、認定 の取消し等を規定する。【第8条から第16条まで関係】
- (3) 実習実施者について、届出制とする。【第17条及び第18条関係】
- (4) 監理団体について、許可制とし、許可の基準や許可の欠格事 由のほか, 遵守事項, 報告徴収, 改善命令, 許可の取消し等を 2. 技能実習制度の拡充 規定する。【第23条から第45条まで関係】
- (5) 技能実習生に対する人権侵害行為等について、禁止規定を設 け違反に対する所要の罰則を規定するとともに、技能実習生に 対する相談や情報提供、技能実習生の転籍の連絡調整等を行 3. その他 うことにより、技能実習生の保護等に関する措置を講ずる。
- (6) 事業所管大臣等に対する協力要請等を規定するとともに 地域ごとに関係行政機関等による地域協議会を設置する。 【第53条から第56条まで関係】
- (7) 外国人技能実習機構を認可法人として新設し、【第3章関係】 -(2)の技能実習計画の認定 [第12条関係]
  - -(2)の実習実施者・監理団体に報告を求め、実地に検査 【第14条関係】
  - -(3)の実習実施者の届出の受理[第18条関係]
  - -(4)の監理団体の許可に関する調査 [第24条関係] 等を行わせるほか、技能実習生に対する相談・援助等を行う。

優良な実習実施者・監理団体に限定して、第3号技能実習 生の受入れ(4~5年目の技能実習の実施)を可能とする。 【第2条,第9条,第23条及び第25条関係】

技能実習の在留資格を規定する出入国管理及び難民認 定法の改正を行うほか, 所要の改正を行う。

#### 平成29年11月1日

公布の日から起算して1年を超えない範囲内において政令で定める日 ただし、外国人技能実習機構の設立規定については、公布の日(平成28年11月28日) 平成28年11月18日成立 同年11月28日公布

○ 監理団体について、3,632 団体が許可を受けており(令和5年3月31日現 在)、また、技能実習計画について、1,493,156 件が認定を受けている(5 年3月31日現在、速報値)。OTITにより、監理団体に対して1年に1度、 実習実施者に対しては3年に1度の頻度で、実地検査を実施しており、4年 度中に監理団体に対する実地検査を 4,633 件(速報値)、実習実施者に対す る実地検査を 22,032 件(速報値) 実施した。

OTIT は、技能実習法、入管法令又は労働関係法令に違反する事実を把握し た場合には、出入国在留管理機関、労働基準監督機関等に対し、通報、情報 提供等を行い、地方出入国在留管理局等との合同調査や、単独の実地検査を 行う。実地検査の結果、違反の様態に応じて、監理団体及び実習実施者に対 する行政処分等を行うなど、厳正に対処しており、4年度中に監理団体の許 可取消を12件、実習実施者の技能実習計画の認定取消を114件実施した。

- 警察とOTITの間において、人身取引事犯となるおそれのある技能実習法違 反等に関する情報共有の仕組みを構築した。
- 技能実習法第54条第1項においては、事業所管大臣は、実習実施者又は監 理団体を構成員とする団体等により構成される事業協議会を組織することが

できるとしている。

構成員の連携の緊密化を図るとともに、各業界の実情を踏まえた取組について協議を行うため、農林水産省では平成29年12月13日に漁業技能実習事業協議会、30年6月5日に農業技能実習事業協議会を、国土交通省では同年2月19日に外国人技能実習制度自動車整備事業協議会、同年3月26日に建設分野技能実習に関する事業協議会を、経済産業省では同月23日に繊維産業技能実習事業協議会を、それぞれ設置し、随時協議会を開催している。

○ 技能実習法第56条第1項においては、地域レベルでの関係の行政機関の連携を図るため、各地域の技能実習に関する国の機関が、当該機関及び地方公共団体の機関等により構成される地域協議会を組織することができるとしている。

令和4年8月までに、全国8ブロックにおいて、同協議会を開催した。

○ 不適正な送出機関を排除すること、技能実習を適正かつ円滑に行うために連携を図ることを目的として、技能実習生の送出国のうち14か国(ベトナム、カンボジア、インド、フィリピン、ラオス、モンゴル、バングラデシュ、スリランカ、ミャンマー、ブータン、ウズベキスタン、パキスタン、タイ及びインドネシア)との間で、二国間取決め(MOC、協力覚書)を作成した(5年3月31日現在)。

不適正な送出機関を把握した場合には、二国間取決めに基づき、相手国政府に通報して調査を依頼し、その結果に基づき、指導や送出機関の認定取消し等を求めており、4年度中に93機関の送出機関について相手国政府に通報した。

- 技能実習法の施行に併せ、外国人技能実習制度の対象職種に介護職種が追加された。介護職種の技能実習においては、介護サービスの特性に基づく様々な懸念に対応するため、「介護職種について外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律施行規則に規定する特定の職種及び作業に特有の事情に鑑みて事業所管大臣が定める基準等」において、介護固有要件を定めている。
- 技能実習制度については、技能実習法の附則第2条の規定において、必要があると認めるときは、法律の規定について検討を加えるとされている。4年2月から7月まで、法務省において、「特定技能制度・技能実習制度に係る法務大臣勉強会」が開催され、課題・論点を把握した。また、同年11月22

日に内閣官房長官と法務大臣が共同議長を務める「外国人材の受入れ・共生に関する関係閣僚会議」の下に設置された「技能実習制度及び特定技能制度の在り方に関する有識者会議」において、同年12月以降、人権侵害の防止のための方策等を含め、議論が行われている。今後は、有識者会議からの意見等を踏まえ、政府全体で制度の在り方について検討することとしている。

#### ② 外国人技能実習生に対する法的保護等の周知徹底

- 技能実習生が入国する際、各出入国港において、入国審査官から全ての技能実習生に対して直接手交する「技能実習生手帳」について、平成 29 年 11 月の技能実習法の施行後は、0TIT が作成しており、次の内容を始め、0TIT における相談・支援に関する情報等を明記している。
  - ・ 申告を母国語で行おうとする場合、機構の地方事務所又は機構が実施 する母国語相談窓口(電話、メール等)を通じて行うことができます。
  - ・ やむを得ない事情で技能実習を行うことが困難となった場合で、あな たが引き続き技能実習を希望しているときには、機構において実習先変 更支援を行いますので、機構又は母国語相談に相談してください。
  - ・ 意思に反して、帰国を促された場合にあっては、機構で相談や申告を 行うことができるほか、最終的には空海港での出国手続の際に入国審査 官にその旨を申し出ることができます。

対応言語についても、技能実習生の増加に応じて順次追加し、現在、母国 語とする技能実習生が多い9か国語(英語、中国語、タイ語、フィリピン語、 ベトナム語、インドネシア語、ミャンマー語、カンボジア語及びモンゴル語) としている。

- 厚生労働省では、「外国人技能実習生のみなさんへ~日本における労働基準関係法令について~」と題したリーフレットを10か国語(日本語、中国語、タガログ語、ベトナム語、タイ語、ミャンマー語、カンボジア語、モンゴル語、英語及びインドネシア語)で作成し、ホームページに掲載するとともに、技能実習生を使用する事業場を訪問した際、技能実習生に配布して、労働基準関係法令に違反するおそれのある事案の例を挙げ、技能実習生にも労働基準関係法令が適用され、労働者として日本人と同様に労働条件が守られることを周知している。
- OTIT が、電話、メール等により、8か国語(英語、中国語、タイ語、フィ

.

<sup>1</sup> 出入国在留管理庁等の相談窓口、各国大使館の連絡先、我が国の労働関係法令、日常生活に必要な知識、労働基準監督署への申告、休業手当等に関する情報を記載。

リピン語、ベトナム語、インドネシア語、ミャンマー語及びカンボジア語) に対応した「母国語相談」等を実施している。

加えて、令和3年4月から、暴行や脅迫等の緊急案件に関する専用相談窓口として「技能実習 SOS・緊急相談専用窓口」を開設し、技能実習生の相談を受け付けている。

○ 厚生労働省では、外国人からの労働条件等に関する相談に対応するため、 都道府県労働局及び労働基準監督署において、14 か国語(日本語に加え、場 所により異なるが、英語、中国語、ポルトガル語、スペイン語、タガログ語、 ベトナム語、ネパール語(平成31年4月に追加)、ミャンマー語(同)、韓 国語(令和2年4月に追加)、タイ語(同)、インドネシア語(同)、カン ボジア語(同)及びモンゴル語(同))に対応した「外国人労働者相談コー ナー」を開設している。

また、「日本国内で就労する外国人の方へ 労働条件ハンドブック」と題したパンフレットを14か国語(日本語、英語、中国語、韓国語、ポルトガル語、スペイン語、タガログ語、ベトナム語、ミャンマー語、ネパール語、タイ語、カンボジア語、モンゴル語及びインドネシア語)で作成し、ホームページに掲載するとともに、技能実習生を使用する事業場を訪問した際、技能実習生に配布して、「外国人労働者相談コーナー」等への相談を呼び掛けている。

加えて、平成27年6月から、架電すると同コーナーにつながる「外国人労働者向け相談ダイヤル」を開設し、全国からの相談を容易にしている。さらに、31年4月から、都道府県労働局及び労働基準監督署の閉庁後に対応する「労働条件相談ほっとライン(委託事業:平日17:00~22:00、土日祝9:00~21:00)」において、14か国語(日本語に加え、英語、中国語、ポルトガル語、スペイン語、タガログ語、ベトナム語、ミャンマー語、ネパール語、韓国語(令和2年4月に追加)、タイ語(同)、インドネシア語(同)、カンボジア語(同)及びモンゴル語(同))で相談を受け付けている。

○ 法務省では、「技能実習制度の運用に関するプロジェクトチーム」が取りまとめた改善方策に基づき、省令を改正し、2年4月に、失踪に帰責性がある監理団体等の一定期間の新規受入れの停止措置、技能実習生の口座への振込等による報酬支払いを求める措置等を導入した。

また、これに加え、元年11月には、失踪技能実習生の減少に向け、改善方策を更に充実させる施策を取りまとめ、この一環として、3年8月からは、 失踪者の発生が著しいベトナムの送出機関(5機関)に対して、技能実習生 の新規受入れを停止する措置を実施している。

- 出入国在留管理庁では、監理団体等のホームページにおいて技能実習制度 の趣旨に反する不適切な表現があることを確認した場合には、厚生労働省及 びOTITと連携して指導を行っている。
- 出入国在留管理庁では、いわゆる強制帰国を防止するため、平成28年9月から、空海港において、実習期間を満了せずに途中で帰国する技能実習生に対して、入国審査官が、技能実習生の母国語(インドネシア語、カンボジア語、タイ語、タガログ語、ベトナム語、ミャンマー語、英語及び中国語の8か国語)で記載された書面を用いて出国の意思確認を行い、本人の意に反して帰国させられていないかを確認している。この際、必要に応じ、通訳人を確保している。

【図9】技能実習生手帳(OTIT 作成)(抜粋)



#### 【図 10】外国人技能実習生のみなさんへ(厚生労働省) (抜粋)



#### ③ 労働基準関係法令の厳正な執行

○ 都道府県労働局・労働基準監督署では、令和4年に 9,829 (速報値) の実 習実施者に対し監督指導を実施した。

この結果、7,247 (速報値) の実習実施者において労働基準関係法令違反を認め、是正勧告を行うとともに、違法な時間外労働・休日労働を行わせているもの、法定よりも低い割増率で時間外労働に対する割増賃金を支払っているもの等、技能実習生に係る重大・悪質な労働基準関係法令違反が認められた21件(速報値)を送検した。

○ 都道府県労働局・労働基準監督署及びOTITでは、3年に発出した通達に基づき連携を強化しており、4年中、41(速報値)の実習実施者に対し、合同での監督・調査を実施した。

この結果、都道府県労働局・労働基準監督署では、労働基準関係法令違反 が認められた 30 件(速報値) について是正勧告を行い、OTIT では、技能実 習法違反が認められた 31 件(速報値) について、改善勧告を行った。

○ 都道府県労働局では、人身取引対策担当者が中心となり、労働搾取を目的

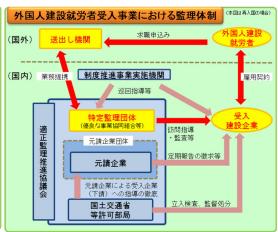
とした技能実習生に対する人身取引が疑われる事案の掘り起こしを行うとともに、該当事案を把握した場合には、労働基準監督署に対してOTITとの合同監督・調査の実施等を指示した。

#### (4) 外国人材の更なる活用に向けた制度に係る取組

- ① 外国人建設就労者受入事業
  - 2020 年東京オリンピック・パラリンピック競技大会及び復興事業に向けた 緊急的・時限的措置として、平成27年4月から実施している「外国人建設就 労者受入事業」においては、外国人建設就労者約800人が入国している(令 和4年12月31日現在)。
  - この受入れに当たっては、賃金不払、不法就労などの問題が生じないよう、 監理・受入れを優良な特定監理団体・受入企業に限定するなどの監理体制を 構築している。また、外国人建設就労者のための相談員を特定監理団体に配 置すること、特定監理団体による受入企業に対する監査において、外国人建 設就労者と直接面談を実施すること、この面談の結果を適正監理推進協議会 等へ報告することといった措置を講じている。
  - 外国人建設就労者から権利侵害等の訴えがなされた際には、国土交通大臣が特定監理団体等に対し是正措置を求め、当該是正措置がとられていない場合には適正監理計画の認定の取消が行われることとなるなど、所要の措置が定められており、問題となる事案が生じた際には、関係省庁が連携して対応している。

【図11】外国人建設就労者受入事業(国土交通省)



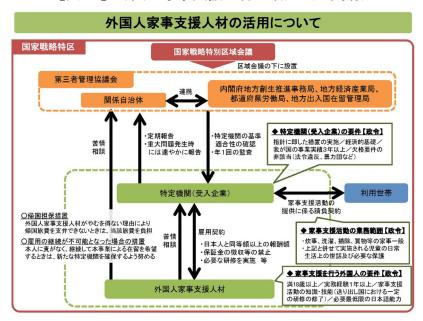


#### ② 国家戦略特別区域家事支援外国人受入事業

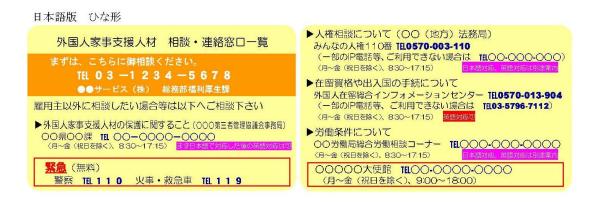
- 国家戦略特別区域法(平成25年法律第107号)第16条の4第1項に規定する「国家戦略特別区域家事支援外国人受入事業」は、女性の活躍推進や家事支援ニーズへの対応、中長期的な経済成長の観点から、国家戦略特別区域内において試行的に、家事支援活動を行う外国人(外国人家事支援人材)を特定機関(受入企業)が雇用契約に基づいて受け入れるものである。平成29年3月以降、東京都、神奈川県、大阪府、兵庫県、愛知県及び千葉市において事業が実施され、これまで、外国人家事支援人材約1,000人が入国している(令和5年3月31日現在)。
- この受入れに当たっては、「国家戦略特別区域家事支援外国人受入事業における特定機関に関する指針」(平成27年9月9日付け内閣総理大臣決定、令和2年3月19日変更)において、外国人家事支援人材の報酬額は、同等の家事支援活動に日本人が従事する場合の報酬と同等額以上とすること、特定機関による外国人家事支援人材の金銭等の管理を禁止すること、特定機関が苦情・相談を受ける窓口を設け、外国人家事支援人材に対し、研修において周知すること等、特定機関が講ずるべき措置を定めており、特定機関は、こうした措置を講じていること等の基準に適合していることについて、国と地方公共団体から成る第三者管理協議会による確認を受けることとしている。
- 外国人家事支援人材の受入れ後も、第三者管理協議会が特定機関に対して 監査を行い、必要に応じ是正措置を講ずることを求めるとともに、関係する 地方公共団体が、母国語等により苦情・相談を受ける窓口を設けるなど、問 題となる事案が生じた際には、地方公共団体と関係省庁が連携して対応して いくこととしている。

また、第三者管理協議会では、地方公共団体の苦情・相談窓口や各種相談窓口の連絡先を一覧にした携行用カードの様式を作成しており、特定機関に対して、雇用する外国人家事支援人材へ配布するよう依頼している。

#### 【図 12】外国人家事支援人材の活用(内閣府)



#### 【図13】携行用の苦情・相談窓ロ一覧カード(日本語版ひな形) (内閣府)



#### ③ 特定技能の在留資格に係る新たな外国人材受入れ制度

○ 法務省では、「経済財政運営と改革の基本方針 2018」(平成 30 年 6 月 15 日閣議決定)を踏まえ、出入国管理及び難民認定法及び法務省設置法の一部を改正する法律案を 30 年 11 月 2 日、第 197 回国会に提出した。

出入国管理及び難民認定法及び法務省設置法の一部を改正する法律(以下「改正入管法」という。)は、同年12月8日、同国会において成立し、同月14日に公布され(平成30年法律第102号)、31年4月1日までに施行された。

○ 新たな外国人材の受入れ制度は、生産性の向上や国内人材の確保のための 取組を行ってもなお人材を確保することが困難な状況にある産業上の分野に おいて、一定の専門性・技能を有し、即戦力となる外国人を受け入れていく 仕組みを構築するものである。そのため、改正入管法において、新たな在留 資格である「特定技能1号」及び「特定技能2号」に係る制度を設けるとと もに、制度の運用に関する基本方針及び分野別運用方針を策定するなど、必 要な措置を講ずるなどしたものである。

○ 特定技能の在留資格に係る制度の概要は、図14のとおりである。特定技能外国人を受け入れるためには、例えば特定技能雇用契約²について、外国人であることを理由として、報酬の決定、教育訓練の実施、福利厚生施設の利用その他の待遇について、差別的な取扱いをしてはならないこと等の基準を満たしていることや特定技能雇用契約の相手方である本邦の公私の機関(受入れ機関)が特定技能雇用契約の締結の日前5年以内に出入国又は労働に関する法令に関し不正又は著しく不当な行為をしていないこと等の基準を満たしていることが求められている。また、契約により受入れ機関から委託を受けて支援業務³を行う機関が出入国在留管理庁長官の登録を受けて登録支援機関となるためには、出入国又は労働に関する法令に関し不正又は著しく不当な行為をしていないことのほか、暴力団員等が事業活動を支配していないこと、支援業務を的確に遂行するための必要な体制が整備されていること等の要件を満たす必要がある。

このように、「特定技能」の在留資格をもって本邦に在留する外国人(特定技能外国人)が適切かつ円滑に在留できるよう、受入れ機関や登録支援機関が適合すべき所要の基準等が設けられており、出入国在留管理庁では、特定技能外国人の在留諸申請に係る審査において、これらの基準等に係る適合性を厳正に審査し、外国人に対する人権侵害行為を含む不正不当な行為がなされないよう未然に防止することとしている。

○ 改正入管法では、受入れ機関に対しては、特定技能外国人が従事した業務 内容や報酬の支払状況、特定技能外国人に係る支援計画の実施状況等を、ま た、登録支援機関に対しては支援業務の実施状況等を出入国在留管理庁長官 に届け出なければならないこととしている。また、改正入管法では、出入国 在留管理庁長官が、受入れ機関及び登録支援機関に対し、必要な指導及び助 言を行うことができることや、報告等を求めることができることを定めてい

<sup>&</sup>lt;sup>2</sup> 「特定技能1号」又は「特定技能2号」の活動を行おうとする外国人が本邦の公私の機関と締結する雇用に関する契約をいう。

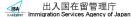
<sup>&</sup>lt;sup>3</sup> 「特定技能1号」の在留資格をもって在留する外国人に対して行う職業生活上、日常生活上又は社会生活上の支援の実施に関する計画の全部の実施の業務をいう。

る。さらに受入れ機関に対しては改善に必要な措置をとるべきことを命ずること(改善命令)ができることを定めている。加えて、受入れ機関が、届出義務に違反したり、虚偽の報告をしたり、改善命令に違反した場合には罰則の対象となり得、また、登録支援機関が届出義務に違反したり、虚偽の報告をした場合には登録の取消しの対象となり得る。このように、出入国在留管理庁は、特定技能外国人の受入れ後も、特定技能の在留資格に係る制度の適正な運用を図ることとしている。

○ 建設分野において、業種横断の基準に加え、建設分野の特性を踏まえて国 土交通大臣が定める特定技能所属機関(受入れ企業)の基準を設定。日本人 と同等以上の賃金水準、月給制、技能習熟に応じた昇給などを受入れ企業に 課し、国土交通大臣がその受入計画の認定を行うことや、巡回指導による確 認等を通じて、外国人技能者の適正な就労環境の確保に努めている。

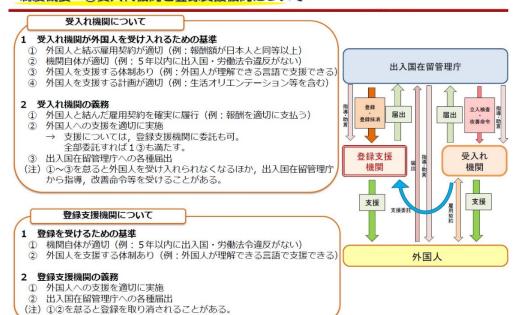
#### 【図 14】特定技能の在留資格に係る制度概要(出入国在留管理庁)







#### 制度概要 ②受入れ機関と登録支援機関について



○ さらに、「外国人材の受入れ・共生のための総合的対応策」(平成30年12 月25日外国人材の受入れ・共生に関する関係閣僚会議決定)を踏まえて、法 務省、外務省、厚生労働省及び警察庁は、フィリピン、カンボジア、ネパー ル、ミャンマー、モンゴル、スリランカ、インドネシア、ベトナム、バング

ラデシュ、ウズベキスタン、パキスタン、タイ、インド、マレーシア及びラオスとの間で、悪質な仲介事業者の排除を目的とし、情報共有の枠組みの構築を内容とする二国間取決めを作成した(令和5年3月31日現在)。

○ 特定技能制度については、改正入管法の附則第18条第2項の規定において、技能実習制度との関係等を含めて検討が求められている。4年2月から7月まで、法務省において、「特定技能制度・技能実習制度に係る法務大臣勉強会」が開催され、課題・論点を把握した。また、同年11月22日に内閣官房長官と法務大臣が共同議長を務める「外国人材の受入れ・共生に関する関係閣僚会議」の下に設置された「技能実習制度及び特定技能制度の在り方に関する有識者会議」において、同年12月以降、技能実習制度の在り方と併せて議論が行われている。今後は、有識者会議からの意見等を踏まえ、政府全体で制度の在り方について検討をすることとしている。

#### (5) 人身取引の需要側に対する取組

#### ① 性的搾取の需要側への啓発

○ 内閣府では、平成16年度から毎年度、人身取引対策の啓発用ポスター及び リーフレットを作成し、ホームページに掲載している。

令和4年度は、「その行為も、人身取引(性的サービスや労働の強要等)!」と題した需要者向けポスター及びリーフレットや「人身取引(性的サービスや労働の強要等)は他人事ではありません!」と題した被害者向けポスター及びリーフレットをそれぞれ約5万枚作成し、地方公共団体、空港・港湾、大学・高専等、一般社団法人日本旅行業協会、IOM、その他の関係機関等、約4,600か所に配布した。また、同ポスターの鉄道駅構内への掲示や SNS 等を活用した広報・啓発も行った。さらに、性的搾取の需要者側に重点を置いた啓発動画を SNS において周知した。

また、我が国で多く認知・検挙されている性的サービスを強要する事例や、 身体的拘束に限らず心理的拘束による事例への対策を一層周知するため、 「人身取引(性的サービスや労働の強要等)」の用語での広報を推進するこ ととしている。

なお、需要者向けの同ポスター、リーフレット及び動画においては、人身取引が人権を侵害する重大な犯罪であること、法律違反となり刑罰が科せられる可能性があること、事例を挙げ具体的な刑期等を明記しているほか、「あなたの身近な人の行為は人身取引かもしれません。加害者や被害者らしい人を見かけた場合は、最寄りの警察署や地方出入国在留管理局に連絡してください。」等と呼び掛けている。

○ 外務省では、平成14年度から毎年度、海外渡航者向けに「海外安全虎の巻」と題した冊子を作成し、同省の領事サービスセンターの窓口及び企業等を対象とした海外安全セミナーにおいて、また、各都道府県パスポートセンター及び旅行業の関連団体に対して、それぞれ配布している。あわせて、同冊子の PDF 版を海外安全ホームページに掲載するとともに、「海外安全アプリ」(overseas safety app)、スマートフォン等においても、同冊子を閲覧できるようにしている。

28 年度から、従来の配布先に加え、国際線が発着する空港の関連施設等にも配布するとともに、「海外安全アプリ」に関するリーフレットを作成し、各都道府県パスポートセンターを中心に配布している。令和4年度は、同冊子を20.5万部、同リーフレットを83.8万枚、それぞれ作成した。

同冊子の中の「ケーススタディ集~トラブル事例と対策~」においては、 日本人が「犯罪者」となるケースとして売買春を挙げ、多くの国で買春行為 は禁止されており、重罪となる場合があることや、児童買春、児童ポルノの 所持等は、我が国の法律により国外犯としても処罰の対象となる旨を明記し、 不適切な行動は慎むよう呼び掛けている。

○ 警察庁では、ウェブサイトにおいて、「STOP!子供の性被害」と題したページを設け、児童買春は悪質な犯罪であること、国外での児童買春も厳重に処罰されること、東南アジア諸国における児童買春を処罰する法律を例示し、各国警察による厳正な取締りが行われていること等を周知している。

4年度には、児童買春、児童ポルノの製造等の子供の性被害事犯は子供の人権を侵害する悪質な犯罪であることを国民に周知するための広報・啓発用ポスターの英訳版について、引き続き、日本語版と併せて警察庁ウェブサイトに掲載するとともに、日本語版のチラシを約9万枚作成し、都道府県警察に配布した。

#### ② 雇用主等への働き掛け

- 警察では、風俗営業等の営業所に対する立入調査活動を通じた啓発や、風俗営業等の管理者講習の際に使用するハンドブックに人身取引の事例を掲載するなどして、雇用主等への広報・啓発に努めている。
- 都道府県労働局・労働基準監督署では、実習実施者に対する監督指導 ((3)③参照)のほか、労働基準関係法令等の周知・啓発を図るため、実 習実施者等に対する説明会を開催している。

また、4年10月に実習実施者に対して、人身取引に該当し得る行為を知らしめ人身取引対策の重要性を啓発するため、新たにリーフレットを作成し、 労働相談や監督指導等の機会に配布することとした。

- 出入国在留管理庁では、技能実習の事業所管省庁が設置する技能実習事業協議会において、技能実習生の失踪に係る状況や失踪技能実習生を減少させるための施策のほか、技能実習生に対する人権侵害行為や人身取引行為に関する注意喚起を行っている。
- 特定技能制度においては、特定産業分野ごとに分野所管省庁が設置した協議会において、構成員である特定技能所属機関や業界団体等に対し、法令遵守の啓発等を行うこととしている。

#### 【図 15】人身取引対策ポスター等(内閣府)



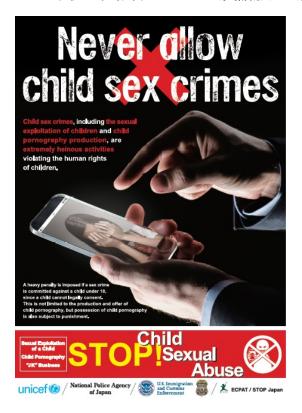


### 怖いくらい、やさしい人だった。 会ってみたら、ほんとに怖かった。





# 【図 16】STOP!子供の性被害ポスター(英語版) (警察庁)



【図17】海外安全虎の巻(外務省) (抜粋)



#### 【図 18】技能実習生に対するその行為は人身取引です(厚生労働省)



## 4 人身取引被害者の認知の推進

- (1) 「被害者の認知に関する措置」に基づく取組の推進
  - 関係省庁では、「人身取引事案の取扱方法(被害者の認知に関する措置)について」(平成22年6月23日人身取引対策に関する関係省庁連絡会議申合せ)を関係行政機関に周知しており、これに基づき、関係行政機関は被害者の認知に関する措置を適切に講じている。
  - 警察では、警察相談専用電話や匿名通報等の窓口において、人身取引事犯を 見逃すことのないよう相談や通報等に対応している。
  - 警察庁の委託を受けた民間団体が、人身取引事犯やそのおそれのある犯罪 (以下「人身取引事犯等」という。)、少年福祉犯罪、児童虐待事案等に関す る通報について、国民から電話及びウェブサイトにより匿名で受け付け、事件 検挙や被害者保護への貢献度に応じて情報料を支払う「匿名通報事業」を実施 している。ウェブサイト、ポスター等により通報を呼び掛け、潜在化しやすい これらの犯罪を早期に認知するよう努めている。

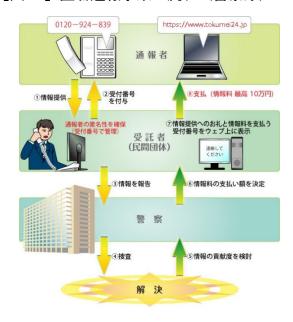
人身取引事犯等に関する通報を受理した際は、関係都道府県警察に情報を共

有し、関係都道府県警察において捜査を行っている。令和元年度中に 156 件、 2年度中に 61 件、3年度中に 127 件、人身取引事犯等に関する通報を受理した。





【図 20】匿名通報事業の流れ(警察庁)



○ 警察に相談がなされた場合には、相談室など、相談者が心理的圧迫を受けな

い場所で事情聴取するよう努めるとともに、相談者が女性の場合には希望に応じて女性職員が、相談者が外国人の場合には可能な限り当該外国人の母国語を解する職員が、それぞれ対応することとしている。

- 出入国在留管理庁では、地方出入国在留管理局の総務課に人身取引対策事務局を設置し、局内の人身取引に関する情報集約を図っており、また、関係機関や一般人等からの人身取引事案に関する情報提供窓口として人身取引事案の認知等に努めている。
- 在外公館において人身取引被害者に関する情報に接した場合には、外務本省 を通じて速やかに関係省庁に情報提供している。

## (2) 潜在的被害者に対する被害申告先、被害者保護施策の周知

○ 警察庁では、平成17年から毎年、潜在的な人身取引被害者の発見を目的として、警察等に被害申告するように多言語で呼び掛けるリーフレットを作成し、関係省庁、在京大使館、NGO 等に配布し、被害者の目に触れやすい場所に備え付けるとともに、ウェブサイトに掲載している。

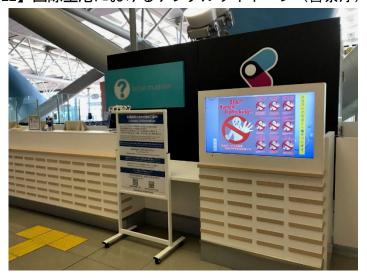
同リーフレットについては、NGO や在京大使館等の意見を取り入れ、携帯性を高めるための大幅なコンパクト化、キーワードやイラストを挿入した分かりやすい内容など、被害者の視点に立ちながら全面的に改訂した上で、令和4年度は、10 か国語版(日本語、英語、中国語、韓国語、スペイン語、ロシア語、タイ語、タガログ語、インドネシア語及びベトナム語)約22.8万部を作成・配布した。

また、国内の国際空港において、同リーフレットデータを使用したデジタル サイネージを放映している。

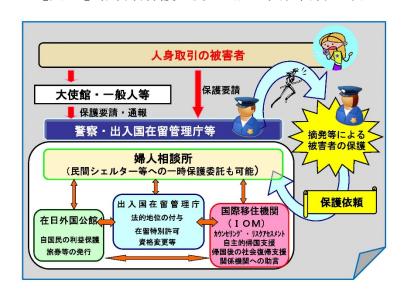
## 【図21】人身取引対策リーフレット(警察庁)



【図 22】国際空港におけるデジタルサイネージ(警察庁)



○ 出入国在留管理庁では、多言語への自動翻訳に対応したホームページに、人身取引に関する情報提供・相談窓口、被害者保護の考え方、被害者保護の流れ等を掲載するとともに、地方出入国在留管理局の審査窓口や空港の上陸審査場において、警察庁作成のリーフレットを置くなどして、被害者の手に届く取組を実施している。



【図 23】被害者保護の流れ(出入国在留管理庁)

## (3) 外国語による窓口対応の強化

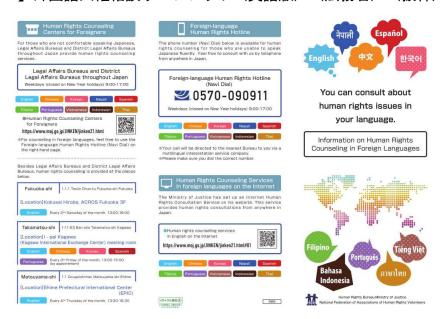
- 都道府県警察では、外国人からの 110 番通報に迅速・的確に対応できるよう、通報者、通信指令室の職員、通訳センターの職員等が三者通話を行い、通報を受理する「三者通話システム」を運用している。また、外国人からの急訴等に対応するため、多言語翻訳機能を有する資機材を活用するとともに、外国語による対応が可能な職員の配置や語学研修等の職員への教養を行っている。
- 出入国在留管理庁では、「外国人在留総合インフォメーションセンター」を 設置し、全国一律の番号で、外国人及び本邦の関係者に対して、入国・在留関 係諸手続及び当該手続に必要な各種書類の記載要領等の案内を多言語で行って おり、人身取引に関する情報提供及び相談も受け付けている。また、各地方出 入国在留管理局・支局(空港支局を除く。)においては、相談員を配置し、来 訪者の相談に応じている。
- 法務省の人権擁護機関では、法務局・地方法務局において、「外国人のための人権相談所」(約80言語に対応)を開設するとともに、専用電話である「外国語人権相談ダイヤル」を設置している(10言語(英語、中国語、韓国語、ベトナム語、フィリピノ語、ポルトガル語、ネパール語、スペイン語、インドネシア語及びタイ語)に対応)。

また、平成28年3月から、2か国語(英語及び中国語)に対応した「外国語インターネット人権相談受付窓口」を設置しているところ、令和3年3月からは、対応言語を10 言語に拡大している(「外国語人権相談ダイヤル」の対応

#### 言語と同様)。

これらの窓口について、ホームページ、各対応言語により作成したリーフレット等により周知している。

## 【図 24】外国語人権相談リーフレット(英語版) (法務省) (抜粋)



○ 厚生労働省では、外国人からの労働条件等に関する相談に対応するため、都 道府県労働局・労働基準監督署において、14 か国語(日本語に加え、場所によ り異なるが、英語、中国語、ポルトガル語、スペイン語、タガログ語、ベトナ ム語、ネパール語(平成31年4月に追加)、ミャンマー語(同)、韓国語(令 和2年4月に追加)、タイ語(同)、インドネシア語(同)、カンボジア語 (同)及びモンゴル語(同))に対応した「外国人労働者相談コーナー」を開 設している。

また、「日本国内で就労する外国人の方へ 労働条件ハンドブック」と題したパンフレットを14か国語(日本語、英語、中国語、韓国語、ポルトガル語、スペイン語、タガログ語、ベトナム語、ミャンマー語、ネパール語、タイ語、カンボジア語、モンゴル語及びインドネシア語)で作成し、ホームページに掲載するとともに、技能実習生を使用する事業場を訪問した際、技能実習生に配布して、「外国人労働者相談コーナー」等への相談を呼び掛けている。

加えて、平成27年6月から、架電すると同コーナーにつながる「外国人労働者向け相談ダイヤル」を開設し、全国からの相談を容易にしている。さらに、31年4月から、都道府県労働局・労働基準監督署の閉庁後に対応する「労働条件相談ほっとライン(委託事業:平日17:00~22:00、土日祝9:00~21:00)」

において、14 か国語(日本語に加え、英語、中国語、ポルトガル語、スペイン語、タガログ語、ベトナム語、ミャンマー語、ネパール語、韓国語(令和2年4月に追加)、タイ語(同)、インドネシア語(同)、カンボジア語(同)及びモンゴル語(同))で相談を受け付けている。

【3 (3) ②再掲】

○ 平成 29 年 11 月の技能実習法の施行後は、0TIT が、電話・メール等により、8 か国語(英語、中国語、タイ語、フィリピン語、ベトナム語、インドネシア語、ミャンマー語及びカンボジア語)に対応した「母国語相談」等を実施している。

加えて、令和3年4月から暴行や脅迫等の緊急案件に関する専用相談窓口として「技能実習 SOS・緊急相談専用窓口」を開設し、技能実習生の相談を受け付けている。

【3 (3) ②再掲】

#### (4) 在京の各国大使館との連携

○ 外務省では、外国人被害者が母国の在京大使館に保護を求めるケースがある ことを踏まえ、被害者の相談を受ける窓口等を設けるよう、各国の在京大使館 に働き掛けるとともに、人身取引対策に関するリーフレット等の資料を送付し、 啓発活動への協力を呼び掛けている。

## (5) 在外公館等における潜在的人身取引被害者に対する注意喚起の推進

- 外務省では、警察庁作成に係るリーフレット((2)参照)並びに内閣府作成に係るポスター及びリーフレット(3(5)①参照)を在外公館等に配布している。
- 外務省では、在外公館による査証審査の過程において、在外公館での面接を 実施した申請者に対してリーフレットを配布するなどの啓発に努めているほか、 代理申請機関が査証申請受理及び交付を行っている国については、同申請機関 に対し、注意喚起に関する協力を依頼している。

#### (6) インターネット・ホットラインセンターの運用

○ 警察庁では、インターネット利用者等から、売春目的等の誘引等や児童ポルノ公然陳列等の違法情報等に関する通報を受理し、警察への通報、サイト管理者への削除依頼等を行うインターネット・ホットラインセンター (IHC) を民間委託により運用している。

5年2月からは、IHCの取扱情報の範囲に、個人の生命・身体に危害を加えるおそれが高い重要犯罪又は重要犯罪に発展する危険性がある犯罪と密接に関連する情報を追加し、インターネット上における人身売買、臓器売買、誘拐、逮捕・監禁等を請負等する情報への対策を強化した。

## 【図25】人身取引(性的サービスや労働の強要等)に関する情報提供・相談窓口等

## 【都道府県警察】

緊急通報(電話): 110 警察相談窓口(電話): #9110

## 【匿名通報】 (警察庁)

電話: 0120-924-839 ウェブサイト: https://www.tokumei24.jp/

## 【インターネット・ホットラインセンター(IHC)】(警察庁)

ウェブサイト: https://www.internethotline.jp

## 【出入国在留管理庁】

● 外国人在留総合インフォメーションセンター

※外国語対応

電話: 0570-013904 (IP、海外:03-5796-7112)

● 地方出入国在留管理局

一覧: https://www.moj.go.jp/isa/about/region/index.html

## 【人権相談】 (法務省)

● みんなの人権110番

電話: 0570-003-110

● **外国人のための人権相談所** ※外国語対応

ウェブサイト: https://www.moj.go.jp/JINKEN/jinken21.html

● **外国語人権相談ダイヤル** ※外国語対応

電話: 0570-090911

● **外国語インターネット人権相談受付窓口** ※外国語対応

ウェブサイト: https://www.moj.go.jp/JINKEN/jinken21.html#01

#### その他の関連する窓口等

#### 【女性の人権問題】

● 女性の人権ホットライン(法務省)

電話: 0570-070-810

● 婦人相談所(厚生労働省)

一覧: https://www.mhlw.go.jp/content/000832936.pdf

## 【こどもの人権問題】

● こどもの人権110番(法務省)

電話: 0120-007-110

● 児童相談所(こども家庭庁)

一覧: https://www.cfa.go.jp/policies/jidougyakutai/jisou-ichiran/

#### 【技能実習生等に係る労働問題】

● 総合労働相談コーナー(厚生労働省)

※外国語対応

一覧: http://www.mhlw.go.jp/general/seido/chihou/kaiketu/soudan.html

● 外国人労働者相談コーナー、外国人労働者向け相談ダイヤル(厚生労働省)

※外国語対応

一覧: http://www.check-roudou.mhlw.go.jp/soudan/foreigner.html

● 労働条件相談ほっとライン(厚生労働省委託事業)

※外国語対応

一覧: https://www.check-roudou.mhlw.go.jp/lp/hotline/

● 母国語相談、技能実習 SOS • 緊急相談専用窓口(外国人技能実習機構(OTIT))

※外国語対応

一覧: https://www.otit.go.jp/notebook/

## 【性犯罪・性暴力被害の相談】

● 性犯罪・性暴力被害者のためのワンストップ支援センター

電話: 全国共通番号 #8891 (はやくワンストップ)

一覧: https://www.gender.go.jp/policy/no\_violence/seibouryoku/consult.html

● 性犯罪被害相談電話(発信場所を管轄する都道府県警察の性犯罪被害相談電話につながる)

電話:全国共通番号 #8103 (ハートさん)

## 【その他】

● 多言語情報提供サービス (法テラス)

※外国語対応

電話: 0570-078377 (IP:050-3754-5430)

● よりそいホットライン (一般社団法人社会的包摂サポートセンター)

※外国語対応

電話: 0120-279-338

## 5 人身取引の撲滅

## (1) 取締りの徹底

- 各機関では、人身取引事犯の取締りを徹底するとともに、人身取引が潜在するおそれのある周辺事案(人身取引関連事犯)に対しても、積極的に対応している(人身取引事犯の取締状況については、2(1)②参照)。
- 平成26年6月、警察庁、法務省、最高検察庁、厚生労働省及び海上保安庁から成る「人身取引対策関連法令執行タスクフォース」を設置し、人身取引関連事犯についての情報共有・連携を図るとともに、同年9月、同タスクフォースにおいて、人身取引事犯への適用法令、具体的適用例等をまとめた「人身取引取締りマニュアル」を作成した。令和4年2月、最新の適用例に更新するなど同マニュアルの改定を行い、警察、出入国在留管理庁、検察、労働基準監督署及び海上保安庁において、捜査等に活用している。

#### ① 売春事犯等の取締りの徹底

○ 警察では、4年中、売春防止法違反で467件、366人を検挙した。

## ② 子供の性被害(児童の性的搾取)に対する厳正な対応

○ 警察では、関係省庁等と緊密な連携を図りながら、児童買春・児童ポルノ 事犯の取締り、流通・閲覧防止対策、被害児童の早期発見・支援等の諸対策 を推進しており、4年中の児童買春事犯の検挙件数は630件、検挙人員は516 人、児童ポルノ事犯の検挙件数は3,035件、検挙人員は2,053人であった。

○ 最高検察庁では、人身取引事犯に対する厳正な対処というこれまでの方針を確認する趣旨で、平成30年3月、全国の検察官に対し、児童福祉法を人身取引事犯に適用する際には、懲役刑を中心とした厳正な科刑が実現されるよう配慮されたい旨通知した。

同通知以降に児童福祉法が適用された人身取引事犯の多くは、懲役刑が宣告されている。

○ 政府では、児童買春や児童ポルノの製造等の子供の性被害の撲滅と被害児童の権利の擁護に取り組むため、28年3月29日、「児童の性的搾取等に係る対策に関する業務の基本方針について」を閣議決定し、国家公安委員会が児童の性的搾取等に係る対策の総合調整等をつかさどることとした。

29 年4月に「児童の性的搾取等に係る対策の基本計画(子供の性被害防止プラン)」が策定され、関係省庁が緊密な連携・協力を図りながら、政府全体で取組を推進してきた。

しかし、我が国の現状を見ると、スマートフォン等のインターネット接続機器等が児童に普及する中で、SNS に起因する児童買春、児童ポルノに係る行為等の規制及び処罰並びに児童の保護等に関する法律(平成11年法律第52号)違反等に係る被害児童は高水準で推移しており、こうした情勢や課題に対応するため、令和4年5月20日、犯罪対策閣僚会議において、新たな施策を追加した、「子供の性被害防止プラン(児童の性的搾取等に係る対策の基本計画)2022」が決定された。同プランは、人身取引関連事犯である児童買春・児童ポルノ事犯等について、その撲滅に向けて取り組むべき施策を取りまとめたものである上、「人身取引事犯撲滅のための広報・啓発活動の実施」、「人身取引事犯における被害者の保護の推進」等、直接的な人身取引対策も盛り込んだものであるため、同計画に基づく各種施策の推進は、人身取引の防止に寄与していると考えられる。

なお、5年4月1日にこども家庭庁が設立され、こどもの性被害防止に関する総合調整等の業務は同庁に移管され、同プランの推進に関する総合調整 についても同庁に引き継がれた。

# 【図 26】子供の性被害防止プラン(児童の性的搾取等に係る対策の基本計画) 2022 概要(警察庁)

## 子供の性被害防止プラン(児童の性的搾取等に係る対策の基本計画)2022概要

#### 現行プラン

平成29年4月、犯罪対策閣僚会議において、2020東京オリンピック・パラリンピック競技大会までを視野に入れたプランを決定

#### 情勢・課題

- ・加害者との接触を媒介するツール等の普及、多様化等
- ·SNSに起因する児童買春事犯·児童ポルノ事犯が高水準で推移
- ・国際社会との連携・情報発信強化の必要性 など

#### 新プランの策定

- ・現行プランの6つの柱を維持しつつ、各柱の施策について、今後継続すべき施策に現在の情勢・課題を踏まえた施策 を新たに追加
- ・今後5年間を目途に現行法を前提として取り組むべき施策を取りまとめ
- ・進捗状況についてフォローアップを実施

#### <u>新</u>規追加 施策

#### 1. 児童の性的搾取等の撲滅に向けた国民意識の向上及び国民運動の展開並びに国際社会との連携の強化

- 地域の関係機関への情報発信等を通じ、<u>地域の関係機関・団体等の連携・協力</u>による児童の性的搾取等の撲滅に向けた取組の促進
- <u>児童買春等の法令違反のサービス提供が行われないよう</u>、旅行業者等による自己点検や国・地方公共団体による<u>立</u>入検査を通じた指導の実施
- ○<u>「若年層の性暴力被害予防月間」</u>を実施し、関係府省、地方公共団体、関係団体等と連携・協力し、AV出演被害、 「JKビジネス」等の若年層の様々な性暴力被害の予防啓発や被害に遭った場合の相談先の周知を推進
- 虐待、性的搾取等・性暴力等の分野における取組を取りまとめた<u>「子どもに対する暴力撲滅行動計画」</u>に基づく、関係府省庁 の連携した取組の実施

#### 2. 児童が性的搾取等の被害に遭うことなく健やかに成長するための児童及び家庭の支援

○ 性犯罪・性暴力の加害者にならない、被害者にならない、傍観者にならないための<u>「生命(いのち)の安全教育」</u> をはじめとする生命の尊さを学び生命を大切にする教育などの推進

#### 3. 児童の性的搾取等に使用されるツールや場所等に着目した被害の予防・拡大防止対策の推進

- <u>SNS事業者団体</u>の青少年保護活動に参画し、<u>被害実態に関する情報提供</u>を行うとともに、<u>個々の事業者における</u> <u>自主的な対策強化</u>を促進
- <u>SNS上の不適切な書き込み</u>をサイバーパトロールにより発見し、<u>注意喚起</u>のためのメッセージを投稿する取組を 推進するとともに、<u>AI技術の活用</u>など効果的な手法の<u>導入を検討</u>
- <u>官民が連携</u>し、AV出演被害問題・「JKビジネス」・援助交際等の性的搾取等の根絶を目指し、<u>被害防止に係る</u> 取組を推進
- <u>被害場所の実態把握、被害場所に関する分析</u>を実施し、関係府省庁の協力を得て関係団体等へ<u>情報を提供</u>

#### 4. 被害児童の迅速な保護及び適切な支援の推進

○ 児童相談所、教育機関、法務局等において面接等に加え、<u>SNSの活用</u>による<u>相談しやすい環境整備</u>を実施

#### 5. 被害情勢に即した取締りの強化と加害者の更生

- 矯正施設に収容中の性犯罪者等について、<u>矯正施設収容中</u>から医療機関等の医師や社会福祉士等の<u>専門家による面</u> 接を実施し、個々人の特性やニーズに応じた医療機関等による多様な方法、内容による<u>退所後の治療等</u>につなげ、再 犯防止を推進
- <u>刑事手続の終了後</u>も、地域社会において性犯罪者に対するカウンセリング等再犯防止に向けた支援が提供されるようにするなど、<u>国と地方公共団体とが連携した性犯罪者の再犯防止対策の推進</u>
- <u>仮釈放中</u>の性犯罪者等への<u>GPS機器の装着義務付けなど</u>、諸外国の法制度・運用や技術的な知見等を踏まえた<u>所</u> 要の検討を実施

#### 6. 児童が性的搾取等の被害に遭わない社会の実現のための基盤の整備・強化

- 過去40年間の懲戒免職処分歴等の情報検索が可能な<u>「官報情報検索ツール」</u>の更なる活用の促進や児童生徒に対して性暴力に及んだ<u>教育職員の原則懲戒免職</u>の徹底
- <u>保育士資格</u>について、特定免許状失効者等に対する<u>教育職員免許法の特例と同様の仕組みを検討</u>するとともに、性 暴力等を行った<u>ベビーシッター</u>に対する<u>業務停止命令等</u>に関する<u>情報を共有・公表する仕組み</u>の構築を<u>検討</u>
- 教育・保育施設等やこどもが活動する場等において働く際に<u>性犯罪歴等についての証明を求める仕組み(日本版DBS)の導入に向けた検討</u>
- 児童が対象となる場合を含め、<u>競技者に対する性的意図を持った写真や動画の撮影・流布等によるハラスメント</u>に ついて、関係団体・関係省庁とも連携しつつ、問題に関する啓発等、防止に向けた取組を推進
- 子供に対する性被害に対処するための<u>刑事法の整備</u>について、性犯罪に対処するための法整備に関する<u>法制審議会の審議結果を踏まえた所要の検討</u>を実施

## ③ 悪質な雇用主、ブローカー等の取締りの徹底

- 警察では、4年中、外国人労働者に係る雇用関係事犯において、雇用主・ ブローカー等248件、283人を検挙した。
- 出入国在留管理庁では、4年中、不法就労が疑われた稼働先136か所を摘発した。また、警察庁及び厚生労働省との間で合意した不法就労等外国人対策の推進に関する方針(3(2)①参照)に基づき、悪質な雇用主及びブローカーについては警察等に対し積極的に告発・通報等を行っている。

【3 (2) ②再掲】

○ 都道府県労働局・労働基準監督署では、4年に9,829 (速報値)の実習実施者に対し監督指導を実施した。

この結果、7,247 (速報値)の実習実施者において労働基準関係法令違反を認め、是正勧告を行うとともに、違法な時間外労働・休日労働を行わせているもの、法定よりも低い割増率で時間外労働に対する割増賃金を支払っているもの等、技能実習生に係る重大・悪質な労働基準関係法令違反が認められた21 件(速報値)を送検した。

【3 (3) ③再揭】

○ 都道府県労働局・労働基準監督署及びOTITでは、3年に発出した通達に基づき連携を強化しており、4年中、41(速報値)の実習実施者に対し、合同での監督・調査を実施した。

この結果、都道府県労働局・労働基準監督署では、労働基準関係法令違反 が認められた 30 件(速報値) について是正勧告を行い、OTIT では、技能実 習法令違反が認められた 31 件(速報値) について改善勧告を行った。

【3 (3) ③再揭】

## ④ アダルトビデオ出演被害問題に対する厳正な対応

○ 政府では、平成29年より、人身取引関連事犯であるアダルトビデオ出演被害問題について、その根絶に向け、取り組んできたところである。「第5次男女共同参画基本計画」(令和2年12月25日閣議決定)において、3年4月から、若年層の性被害に関する問題を広報・啓発するのに適した毎年入学・進学時期である4月を「若年層の性暴力被害予防月間」とすることとし、AV出演被害やJKビジネスなどの問題を始め、若年層の様々な性暴力被害の予防啓発や性暴力被害に関する相談先の周知、周りからの声掛けの必要性などの啓発を行い、若年層が性暴力の加害者、被害者、傍観者にならないこと

の啓発を徹底している。

さらに、4年6月15日、議員立法により、性をめぐる個人の尊厳が重んぜられる社会の形成に資するために性行為映像制作物への出演に係る被害の防止を図り及び出演者の救済に資するための出演契約等に関する特則等に関する法律(令和4年法律第78号。以下「AV出演被害防止・救済法」という。)が成立した。同法は、年齢や性別を問わず、AV出演契約の取消し、解除等に関する特則、公表の停止などの差止請求権などについて規定している。

○ アダルトビデオ出演被害問題について、警察では、AV 出演被害防止・救済 法等各種法令の適用を視野に入れた取締りを推進するとともに、相談に適切 に対応している。

## (2) 国境を越えた犯罪の取締り

#### ① 外国関係機関との連携強化

- 警察庁では、平成16年から毎年1回、人身取引事犯に係る「コンタクトポイント連絡会議」を開催し、在京大使館、関係省庁、都道府県、NGO、IOM等とのオンラインによる意見交換・情報交換を行っている。令和4年については、10月3日に開催した。
- 警察庁では、平成 14 年から 28 年まで、毎年1回、東南アジア及び在京の 外国捜査機関等を招へいし、「東南アジアにおける児童の商業的・性的搾取 犯罪捜査官会議」を開催して、国外犯に関する捜査協力の拡充・強化を図っ た。

29 年からは、子供の性被害防止対策を更に強化するため、関係省庁、外国機関、都道府県警察の担当者のほか、国際機関や子供の性被害防止対策に取り組む民間団体等が参加できる形態に発展させ、現在は、同会議の名称を「子供の性被害防止セミナー」と改め、政府及び警察の取組だけではなく、民間団体や外国機関の取組等も紹介することにより、国民及び国際社会における理解の促進を図るとともに、関係機関・団体との情報交換・連携強化に取り組んでいる。

令和5年2月に開催した同セミナー(オンライン開催)では、民間機関、NP0団体、愛知県警察及び警察庁により、それぞれ発表がなされた。

○ 警察では、ICPO を通じて、人身取引被害者の送出国の捜査機関との間でその手口に関する情報の共有等必要な情報交換を行っている。

○ 外務省では、平成 16 年 11 月から、警察庁を通じ、ICPO に紛失・盗難旅券情報(旅券番号等)を提供してきたが、令和 4 年 3 月より、外務省が直接かつ迅速に ICPO に提供できるようになった。同情報は、ICPO 加盟国の出入国審査に活用されている。

## ② 国際捜査共助の充実化

- 我が国では、国内法(国際捜査共助等に関する法律(昭和 55 年法律第 69 号)等)及び他国との間で締結している刑事共助条約・協定等に基づき、人身取引事案について迅速・適切に捜査共助を要請、実施している。
- 我が国は、米国(平成18年7月発効)、韓国(19年1月発効)、中国(20年11月発効)、香港(21年9月発効)、EU(23年1月発効)、ロシア(同年2月発効)、ベトナム(令和4年8月発効)との間で刑事共助条約・協定を締結しており、他の国との間でも条約締結を積極的に検討している。
- 平成29年7月、国際組織犯罪防止条約を締結した(7(1)①参照)ことにより、同条約第3条に規定する犯罪について、同条約の締約国・地域との間において、相互に外交ルートによることなく、中央当局ルートによる迅速な捜査共助を実施することが可能となっている。

#### 6 人身取引被害者の保護・支援

## (1) 「被害者の保護に関する措置」に基づく取組の推進

- 関係省庁では、「人身取引事案の取扱方法(被害者の保護に関する措置)について」(平成23年7月1日人身取引対策に関する関係省庁連絡会議申合せ)を関係行政機関に周知しており、これに基づき、関係行政機関は相互に連携しつつ、被害者の保護に関する措置を適切に講じている。
- 出入国在留管理庁では、人身取引被害者に対し、その立場に十分配慮しながら、被害者の希望等を踏まえ、在留期間の更新、在留資格の変更又は在留特別許可により、法的地位の安定を図っている。

令和4年中に保護した外国人の被害者は2人であり、このうち在留資格を有していた者1人に対し、在留資格の変更を許可するとともに、不法残留により出入国管理及び難民認定法違反状態となっていた者1人に対し、在留特別許可を行った。

【2 (1) ①再揭】

在留を希望する被害者や、帰国することができない被害者については、本人

の意思を尊重しつつ、個別の事情を総合的に勘案した上で、必要に応じて就労 可能な在留資格を認めることとしている。

○ 厚生労働省では、外国人労働者が多い地域のハローワークを中心に、相談員 や通訳員を配置し、人身取引被害者も含む、外国人の安定的な就労に向けた相 談支援を行っている。

また、職場におけるコミュニケーション能力や我が国の労働関係法令等に関する知識を習得させ、安定的な雇用を促進することを目的とした「外国人就労・定着支援事業」を実施している。

## (2) 保護機能の強化

- 法務省の人権擁護機関が実施する調査救済手続においては、平成 27 年 10 月 から、男性を含めた人身取引被害者に対し、緊急避難措置として宿泊施設を提供する制度を運用している。
- 29 年 11 月 1 日に施行された技能実習法においては、特に、技能実習生に対する人権侵害行為等について、禁止規定を設け違反に対する所要の罰則を規定するとともに、技能実習生からの相談や申告への対応、技能実習生の転籍の連絡調整等を行うことにより、技能実習生の保護等に関する措置を講ずることとしている。また、これらに関する事務を行うOTITが認可法人として同年 1 月 25日に設立登記され、運用を開始している。

【3 (3) ①再掲】

#### (3)被害者への支援

- ① 婦人相談所等における一時保護・援助等の一層の充実
  - 婦人相談所では、各関係機関と連携し、国籍・年齢を問わず、人身取引被 害女性の保護を行い、その宗教的生活や食生活を尊重した衣食住の提供、居 室や入浴・食事への配慮、夜間警備体制の整備のための警備員の配置を実施 するなど、その充実を図っている。

上記のほか、令和4年中は、婦人相談所において一時保護を行った被害者に対し、生活支援や通訳支援、医療ケア等を行った。

【2 (1) ①再揭】

○ 婦人相談所では、適切な保護が見込まれる場合において、人身取引被害女性の一時保護を民間シェルター等へ委託するための経費について、予算措置を行っている。

○ 婦人相談所では、被害者が児童である場合には、必要に応じて、児童相談 所と連携した保護措置を行っている。

# ② ワンストップ支援センターの体制整備を始めとする性犯罪・性暴力被害者支援の充実

○ 内閣府では、性犯罪・性暴力被害者の心身の負担を軽減するため、被害直後から相談を受け、緊急避妊薬の処方、証拠採取などの医療的な支援、心理的支援、法的支援などを可能な限り1か所で提供する「性犯罪・性暴力被害者のためのワンストップ支援センター」(以下「ワンストップ支援センター」という。)について、交付金により、運営の安定化及び質の向上を図っている。また、夜間休日に対応できる「性暴力被害者のための夜間休日コールセンター」の設置、運営を行うなど、支援体制の整備を図るとともに、ワンストップ支援センターの全国共通番号(「#8891(はやくワンストップ)」)の周知・広報を進めている。さらに、若年層が利用しやすいよう、SNS相談「Cure time(キュアタイム)」を実施している。

## ③ 捜査過程における被害者への情報提供

- 警察では、被害者に対し、保護施策の周知及び在留特別許可等の法的手続に関する十分な説明を行うとともに、今後の捜査について、可能な範囲で説明を行い、被害者の立場に十分配意した措置に努めている。
- 検察庁では、犯罪被害者等から事情聴取をする際に、法務省作成の「犯罪 被害者の方々へ」と題する犯罪被害者等向けパンフレット(日本語版及び英 語版)を手渡すなどしている。また、同パンフレットは、法務省及び検察庁 ホームページにも掲載している。

同パンフレットは、被害者からの様々な相談への対応、法廷への案内等の支援を行う被害者支援員制度、公判段階で被害者が証人となる場合に、裁判所の判断によってなされる遮へい措置等の各種制度等、犯罪被害者保護・支援のための諸制度について分かりやすく解説したものである。

特に、同パンフレットの中の「人身取引の被害者の保護」においては、検察庁では人身取引事件について厳正に対処している旨を明記するとともに、人身取引被害者保護の流れを分かりやすく図示している。

## 【図 27】犯罪被害者の方々へ(検察庁) (抜粋)



○ 海上保安庁では、人身取引被害者を含む犯罪被害者に対し、刑事手続の概要及び捜査状況、被疑者の逮捕・送致状況等、被害者の救済や不安の解消に資すると認められる事項の説明を行うこととしている。また、海上保安庁ウェブサイト及び「犯罪被害者等への支援について」と題したリーフレットにより、犯罪被害者等の支援に関する取組について周知している。

## ④ 被害者に対する法的援助の実施とその周知

○ 日本司法支援センター(法テラス)では、各地の犯罪被害者支援機関・団体と相互に連携し、各支援窓口の情報を収集し、被害者の状況に応じて必要な情報を提供している。

被害者の所在が明らかになることがないように細心の注意を払いつつ、法的支援を必要とする被害者に対し、犯罪被害者支援の経験や理解のある弁護士を紹介するとともに、DV 等被害者法律相談援助を実施している。また、資力の乏しい者に対しては、民事法律扶助業務又は日本弁護士連合会委託援助業務による援助を実施している。

DV 等被害者法律相談援助とは、DV、ストーカー及び児童虐待の被害を現に受けている疑いがあると認められる方を対象に法律相談を提供するものである。

民事法律扶助業務とは、民事裁判等手続の準備及び追行(民事裁判等手続

に先立つ和解の交渉で特に必要と認められるものを含む。)に必要な費用を支払う資力がない国民若しくは我が国に住所を有し適法に在留する者(以下「国民等」という。)又はその支払により生活に著しい支障を生ずる国民等(総合法律支援法(平成16年法律第74号)第30条第1項第2号柱書参照)を対象とする無料法律相談、代理人に支払うべき報酬及び必要な実費の立替え等を行うものである。

日本弁護士連合会委託援助業務とは、日本弁護士連合会から委託された事業であり、民事法律扶助や刑事裁判に参加する被害者参加人のための国選弁護制度の対象外となる者に対して、人権救済の観点から、弁護士による法的援助と費用等の援助を行うものである。

- 法テラスでは、犯罪被害者等に向けた各種支援制度について記載されたリーフレットをホームページに掲載するとともに、婦人相談所等に配布して、 周知に努めている。
- 法テラスでは、法制度や相談窓口に関する情報を多言語で提供するサービス(多言語情報提供サービス)を実施しており、4年度中の言語別の提供件数(5年3月31日現在)は、ポルトガル語が1,457件、英語が1,455件、中国語が1,081件、タガログ語が783件、スペイン語が533件、ベトナム語が387件、タイ語が87件、ネパール語が65件、韓国語が59件、インドネシア語が38件であった。

## 【図 28】多言語情報提供サービス (法テラス)



○ 法テラスでは、性暴力被害を含む日常生活上の様々な困難に関する電話相談「よりそいホットライン」を実施する一般社団法人社会的包摂サポートセンターと相互に連携している。

「よりそいホットライン」は厚生労働省の補助金事業であり、4年度末現在、10か国語(英語、中国語、韓国語、ポルトガル語、スペイン語、タイ語、タガログ語、ベトナム語、ネパール語及びインドネシア語)に対応している。

## ⑤ 外国人被害者の自主的帰国・社会復帰支援

○ 我が国は、平成17年以降、IOMを通じ、我が国で認知された外国人人身取引被害者の帰国支援及び社会復帰支援事業(就労・職業支援、医療費の提供等)を行っている。令和4年度には、IOMに14.2万米ドルを拠出しており、平成17年以降、355人の帰国支援を実施している(令和5年3月31日現在)。4年中、IOMを通じた支援により1人が帰国し、一時宿泊所が提供されたが、本国でリクルーターが帰国した被害者の実家に接触する等、安全上のリスクが懸念されたため、帰国後の安全対策を行った。また、偽装結婚の婚姻解消のための行政手続に関する助言を行った。社会復帰・経済的自立支援事業としては、輸送ビジネスの起業支援を行った。

【2 (1) ①再揭】

○ 出入国在留管理庁では、IOM 駐日事務所や在京大使館等と緊密に連携しな

がら、被害者の保護及び帰国支援に取り組んでおり、各種会議、研修及び日常業務を通じて、継続的な情報交換・意思疎通を図っている。

○ 外務省では、被害者の帰国支援事業の実績について、IOM から定期的に報告を受けている。この事業に関し、IOM 駐日事務所は、平成 29 年から 30 年にかけて追跡調査を実施し、その結果を 31 年 3 月に公表した。本報告書の調査で明らかになった改善点をいかし、コロナ禍や台風という予想外の出来事に遭遇した支援対象者に対し、令和 2 年度及び 3 年度末に聴き取りを行い、必要に応じて追加的な社会復帰支援を行った。また、再度海外で働くことを希望する元被害者がいることから、人身取引のリスクが少ない、安全で正規の移住のための情報提供冊子を作製した。さらに、4 年中、2 年度から 3 年度にかけて我が国で保護した当時は妊婦であった被害者 3 人に対し、帰国後の追加的な支援を行った。また、2 年から 3 年にかけてフィリピンに帰国した被害者を中心とした 18 人に対し、5 年 3 月、精神保健・心理社会的支援のためのワークショップを実施した。

【図 29】自主的帰国・社会復帰支援の流れ(IOM)

【図30】我が国の拠出事業による帰国後の被害者への社会復帰支援の例(被害者が帰 国後にIOMの支援を受けて開いた店)(IOM)







【図31】IOMマニラ職員によるモニタリング・インタビューの様子(IOM)



## 7 人身取引対策推進のための基盤整備

- (1) 関係諸国及び国際機関との連携強化
  - ① 人身取引議定書の締結
    - 我が国は、平成17年6月、人身取引議定書の締結につき国会の承認を得た。 29年6月15日、第193回国会において、同議定書の親条約である国際組織

犯罪防止条約の締結に必要な担保法を整備する組織的な犯罪の処罰及び犯罪 収益の規制等に関する法律等の一部を改正する法律が成立し、同年7月11日、 同法が施行されたことに伴い、同日、同条約及び同議定書等を締結し、これ らの締約国となった。

【1 (1) 再掲】





## ② 関係諸国及び国際機関との連携強化

#### (i) G7 との連携

○ 毎年、我が国では、G7 ローマ・リョン・グループのサブグループの一つである移民専門家会合 (MESG) に出席し、人身取引を防止するための保護制度の改善、偽造渡航文書の供給源の追跡等に関し、関係国と議論を行っている。

28年3月には東京都、同年11月には広島県、29年4月及び10月にはイタリア・ローマ、30年3月にはカナダ・オタワ、30年10月にはカナダ・モントリオール、31年3月及び令和元年10月にはフランス・パリにおいて、2年5月及び10月、3年4月及び11月並びに4年3月にはオンライン形式で、同年10月にはドイツ・ベルリンにおいて、また、5年3月にはオンライン形式でそれぞれ開催された同会合に出席した。

#### (ii) 東南アジア諸国を始めとする送出国に対する支援等

○ 独立行政法人国際協力機構(JICA)では、独立行政法人国立女性教育会館等と連携しつつ、ASEAN 諸国の人身取引対策に従事する関係者を我が国に招へいし、研修を実施してきた。平成21年以降、タイを始めとするASEAN 諸国の行政及び民間の人身取引対策に携わる担当者に対する研修を実施し、各国間の連携強化や人身取引対策の強化に取り組んでいる。21年

~22年度国別研修「人身取引に関する日タイ合同ワークショップ」、23年度国別研修「人身取引被害者支援に関する日タイ合同ワークショップ」、24年~25年度地域別研修「アジア諸国における人身取引対策協力促進セミナー」、26年度課題別研修「アジア諸国における人身取引対策協力促進セミナー」、27年度課題別研修「アセアン諸国における人身取引対策協力促進セミナー」、28年~令和4年度課題別研修「アセアン諸国における人身取引対策協力促進」を、国立女性教育会館を実施機関として開催している。4年度は、コロナ禍により本邦研修が困難なため、3か国(マレーシア、ベトナム及びカンボジア)5名の関係者を対象にオンライン研修を実施し、同研修終盤には、各国の研修員から、より詳細な人身取引対策の改善策を発表して議論する場も設けられた。

○ 海上保安庁と JICA では、共同で海外の海上法執行機関等職員を対象に、 人身取引対策を含む海上取締りに必要な知識・技術に関する「課題別研修 (海上犯罪取締りコース)」を実施した。

#### 【図33】アセアン諸国における人身取引対策協力促進(JICA・国立女性教育会館)



○ JICA では、タイにおいて、平成 27 年 4 月から 31 年 4 月まで、「メコン地域人身取引被害者支援能力向上プロジェクト」を実施した。

同プロジェクトは、21 年3月から 26 年3月まで、タイのみを対象として実施した「人身取引被害者保護・自立支援促進プロジェクト」の成果・課題を踏まえ、対象地域をメコン地域諸国(ミャンマー及びラオス)に広げ、タイ及びタイ国内で被害に遭った周辺国の被害者の帰国や社会復帰の支援に取り組む関係諸機関の能力の向上、連携の強化等を図った。

○ JICA では、タイの首都バンコクにおいて、メコン地域各国政府の人身取引対策の担当者等を招へいし、「メコン地域ワークショップ」の開催支援を行った。同ワークショップは、「人身取引被害者保護・自立支援促進プロジェクト」(22 年から 26 年まで毎年1回)及び「メコン地域人身取引被害者支援能力向上プロジェクト」(28 年から 31 年まで毎年1回)の活動の一環として計9回開催された。さらに、令和4年に「人身取引対策のためのメコン地域ネットワーク強化プロジェクト」の活動の一環としてオンラインで第10回を開催した。 10回にわたる同ワークショップの開催を通して、メコン地域のネットワーク強化や国境をまたぐ人身取引対策に係る知見・教訓の共有促進等に貢献した。

また、タイにおいて、4年1月から7年1月までの予定で、上記プロジェクトの成果を踏まえ、メコン地域ワークショップ開催支援を含めた「人身取引対策のためのメコン地域ネットワーク強化プロジェクト」を開始した。同プロジェクトは、人身取引対策のためのタイ、カンボジア、ラオス、ベトナム間の担当者レベルの地域ネットワークを強化することを目標としている。

○ JICAでは、ベトナムにおいて、平成30年11月から令和4年3月まで、「被害者支援及びカウンセリングのための人身取引対策ホットライン運営強化プロジェクト」を実施した。同プロジェクトでは、平成24年7月から28年3月まで実施した「人身取引対策ホットラインにかかる体制整備プロジェクト」により同国のホットライン(電話相談窓口)の運営体制が整備されたことを踏まえて、人身取引の予防、関係機関との連携等の更なる強化を図る取組を行った。各関係機関に対する研修、ホットラインの設備拡充やスタッフへのカウンセリング研修、広報等を行い、同国における人身取引対策ホットライン機能の強化に貢献した。

## 【図34】人身取引対策ホットライン・ハノイオペレーションセンターの様子(JICA)



【図 35】JICA ベトナム Anti-TIP ほっとライン便り(同国の人身取引対策関連の政 令改定に関する協力や電話相談員研修の実施等について報告) (JICA)



○ JICA では、ミャンマーにおいて、平成30年7月から令和3年7月まで、「人身取引被害者支援能力向上・協力促進プロジェクト」を実施した。同プロジェクトでは、平成24年6月から28年6月まで実施した「人身取引被害者自立支援のための能力向上プロジェクト」の成果・課題を踏まえ、同国内の人身取引被害者の保護及び帰還・社会復帰支援に従事する関係機関の能力及び連携の更なる強化を図る取組を行った。

○ 外務省では、東南アジアにおける人身取引対策を含む法執行当局に対する刑事司法面の対処能力向上プロジェクトの実施のため、27 年度から毎年度、国連薬物・犯罪事務所(UNODC)が管理する犯罪防止刑事司法基金に拠出しており、令和3年度は20万米ドル、4年度は38万米ドルを拠出した。法務省からの出向者(検事)が、同プロジェクトを主導している。また、コロナ禍を踏まえた児童や女性の人身取引対策としてUNODCが実施する東南アジア諸国の対応能力強化のためのプロジェクトに対し、2年度及び3年度に計65万米ドル、ミャンマー及びタイにおける麻薬・人身取引対策のためのプロジェクトに対し、4年度に370万米ドルを拠出した。

## (iii) 技能実習生の送出国への働き掛け

○ 不適正な送出機関を排除すること、技能実習を適正かつ円滑に行うために連携を図ることを目的として、技能実習生の送出国のうち14か国(ベトナム、カンボジア、インド、フィリピン、ラオス、モンゴル、バングラデシュ、スリランカ、ミャンマー、ブータン、ウズベキスタン、パキスタン、タイ及びインドネシア)との間で、二国間取決め(MOC、協力覚書)を作成した(5年3月31日現在)。

不適正な送出機関を把握した場合には、二国間取決めに基づき、相手国政府に通報して調査を依頼し、その結果に基づき、指導や送出機関の認定取消し等を求めており、4年度中に93機関の送出機関について相手国政府に通報した。

【3 (3) ①再揭】

- 外務省では、関係省庁の出席を得た領事当局間協議等の場を活用し、技能実習生の送出国に対し、失踪、人権侵害事案対策を含む制度の適正化について随時指摘し、改善を要請するなどしてきている。
- JICA では、送出機関や求人情報の透明性を向上させるため、5年度からベトナム人技能実習生等の送り出しに関する新システム(ウェブサイト)の構築を進める予定である。

#### (iv) バリ・プロセスを通じた情報共有

○ 平成 14 年以降、バリ・プロセス(密入国・人身取引及び関連の国境を越える犯罪に関する地域閣僚会議のフォローアッププロセス)の関連会合に参加し、我が国の人身取引への取組について説明するとともに、今後の方向性について、メンバー国・地域及び国際機関と議論を行っている。

令和5年2月、オーストラリア・アデレードにおいて開催された第8回 バリ・プロセス地域閣僚会議においては、42の国家、地域及び関係国際機 関からの参加者により、地域における人身取引等に関する現状、将来の取 組等について議論が行われた。我が国の出席者からも、我が国の人身取引 への取組、国際協力やバリ・プロセスへの貢献について発言した。

○ 外務省では、IOM が維持管理する同プロセスのウェブサイトの管理費として、4年度に1万米ドルを拠出し、関係国間の情報共有の向上に努めている。

## (v) 国連アジア極東犯罪防止研修所における研修

○ 国連との協定に基づいて我が国法務省が運営する国連アジア極東犯罪防止研修所では、平成28年2月に仏語圏アフリカの刑事司法関係機関の職員を対象とする「捜査・訴追・公判の基礎」、「テロ犯罪対策」及び「組織犯罪対策」をテーマとした国際研修を、また、世界中の開発途上国の刑事司法関係機関の職員を対象として、同年5月から6月にかけて「被害者あるいは証人としての児童をめぐる諸問題」、29年5月から6月にかけて「犯罪組織撲滅のための刑事司法手続と運用」、令和元年5月から6月にかけて「人身取引及び移民の密輸への実務的対応」をそれぞれテーマとした国際研修を実施するなどした。

これらの研修を通じて、開発途上国における捜査協力に関する能力向上 を図るとともに、各国の刑事司法実務家等の交流の強化を図り、人身取引 対策について各国の取組を支援した。

#### (vi) ウクライナ情勢への対応

○ 外務省では、ロシアの侵略を受けて難民、国内避難民が多数発生しているウクライナ及びモルドバへの支援として、4年度、UNODC を通じて国境管理強化及び人身取引対策を含む法執行能力強化支援に約93万米ドル、また、欧州安全保障協力機構(OSCE)を通じたウクライナ周辺国における人身取引防止事業に約21万ユーロを支援している。

#### (2) 国民等の理解と協力の確保

#### ① 政府広報の更なる促進

○ 内閣官房、内閣府及び警察庁では、内閣府が運営するポータルサイトである「政府広報オンライン」において、人身取引対策に関する情報を掲載し、 売春や労働などを強要される「人身取引」被害者に助けを求められたら最寄 りの警察などに連絡してほしい旨を呼び掛けている。

- 内閣官房では、SNS (Twitter) への投稿等を通じて、国民に対して、人身 取引の実態について情報提供を行うとともに、被害の通報を呼び掛けた。
- 内閣府では、「第5次男女共同参画基本計画」(令和2年12月25日閣議 決定)に基づき、女性に対するあらゆる暴力の根絶に関する分野の1つの項 目として「人身取引対策の推進」を位置付けている。

毎年11月12日から25日までの「女性に対する暴力をなくす運動」期間においては、ポスター及びリーフレットを作成し、地方公共団体や関係機関に配布している。また、若年層の性暴力被害予防に関し、4月の「若年層の性暴力被害予防月間」を始め、SNS等の若年層に届きやすい広報媒体を活用した啓発活動を実施している。

内閣官房では、平成28年以降の「女性に対する暴力をなくす運動」期間に おいて、SNS (Twitter) による情報発信を行っている。

○ 内閣府では、16 年度から毎年度、人身取引対策の啓発用ポスター及びリーフレットを作成し、ホームページに掲載している。

令和4年度は、「その行為も、人身取引(性的サービスや労働の強要等)!」と題した需要者向けポスター及びリーフレットや「人身取引(性的サービスや労働の強要等)は他人事ではありません!」と題した被害者向けポスター及びリーフレットをそれぞれ約5万枚作成し、地方公共団体、空港・港湾、大学・高専等、一般社団法人日本旅行業協会、IOM、その他の関係機関等、約4,600か所に配布した。また、同ポスターの鉄道駅構内への掲示や SNS 等を活用した広報・啓発も行った。さらに、性的搾取の需要者側に重点を置いた啓発動画を SNS において周知した。

また、我が国で多く認知・検挙されている性的サービスを強要する事例や、 身体的拘束に限らず心理的拘束による事例への対策を一層周知するため、 「人身取引(性的サービスや労働の強要等)」の用語での広報を推進するこ ととしている。

なお、需要者向け同ポスター、リーフレット及び動画においては、人身取引が人権を侵害する重大な犯罪であること、法律違反となり刑罰が科せられる可能性があること、事例を挙げ具体的な刑期等を明記しているほか、「あなたの身近な人の行為は人身取引かもしれません。加害者や被害者らしい人を見かけた場合は、最寄りの警察署や地方出入国在留管理局に連絡してください。」等と呼び掛けている。

○ 警察庁では、平成17年から毎年、潜在的な人身取引被害者の発見を目的として、警察等に被害申告するように多言語で呼び掛けるリーフレットを作成し、関係省庁、在京大使館、NGO等に配布し、被害者の目に触れやすい場所に備え付けるとともに、ウェブサイトに掲載している。

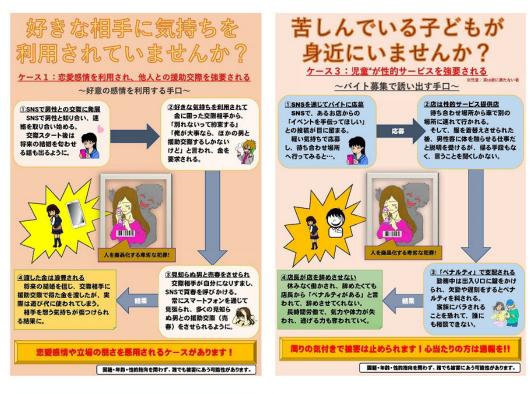
同リーフレットについては、NGO や在京大使館等の意見を取り入れ、携帯性を高めるための大幅なコンパクト化、キーワードやイラストを挿入した分かりやすい内容など、被害者の視点に立ちながら全面的に改訂した上で、令和4年度は、10 か国語版(日本語、英語、中国語、韓国語、スペイン語、ロシア語、タイ語、タガログ語、インドネシア語及びベトナム語)約22.8万部を作成・配布した。

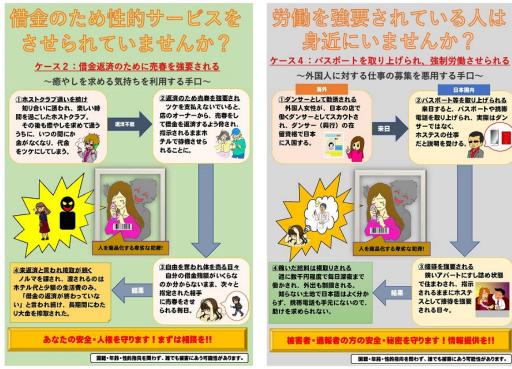
また、国内の国際空港において、同リーフレットデータを使用したデジタルサイネージを放映している。

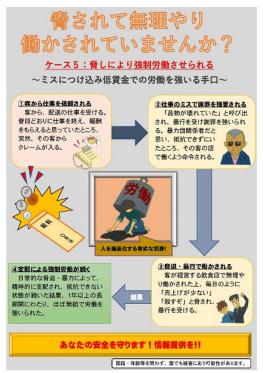
【4 (2) 再掲】

○ 警察庁では、人身取引事犯の主な手口を全国から集積し、より多くの国民 に注意点の周知を図るよう、NGO と意見交換を重ねながら、イラストを交え 文言を工夫した資料を作成し、警察庁ウェブサイトへ掲載しているほか、 Twitter 上に同資料を複数回投稿し、広報を図っている。

## 【図36】人身取引事犯の主な手口(警察庁)









○ 法務省の人権擁護機関では、「人身取引をなくそう」を啓発活動の強調事項の1つとして掲げ、人身取引が重大な犯罪であること、相談への対応等について、法務省ホームページにおける広報を行っているほか、「人権の擁護」と題した冊子の作成・配布等を行っている。

#### 【図37】人権の擁護(法務省)(抜粋)



#### (16) 人身取引(性的サービスや労働の強要等)

人身取引(性的サービスや労働の強要等)は重大な人権侵害であり、人道的観点からも迅速・的確な対応が求められています。これは、人身取引が、その被害者に対して深刻な精神的・肉体的苦痛をもたらし、その被害の回復は非常に困難だからです。

政府は、人身取引対策に係る情勢に適切に対処し、政府一体となってより強力に、総合的かつ包括的な人身取引対策に取り組んでいくため、平成26年12月、「人身取引対策行動計画 2014」を策定しました。また、同計画に基づき、関係閣僚から成る「人身取引対策推進会議」を随時開催し、我が国における人身取引の実態の把握、人身取引の防止・撲滅及び被害者の保護を推進するとともに、このような取組について広報を行い、被害に遭っていると思われる者を把握した際の通報を呼び掛けるなど、関係省庁が協力して取組を進めています。

法務省の人権擁護機関では、人身取引についての関心と理解を深めるため、各種人権啓発活動を実施するとともに、人権相談、調査救済活動に取り組んでいます。





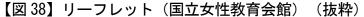


28 人権の接渡

○ 出入国在留管理庁では、多言語への自動翻訳に対応したホームページに、 人身取引に関する情報提供・相談窓口、被害者保護の考え方、被害者保護の 流れ等を掲載するとともに、地方出入国在留管理局の審査窓口や空港の上陸 審査場において、警察庁作成のリーフレットを置くなどして、被害者の手に 届く取組を実施している。

【4 (2) 再掲】

- 独立行政法人国立女性教育会館では、平成 17 年度から 22 年度までに行った人身取引に関する調査・研究成果を踏まえ、人身取引に関する理解を深めることの重要性を内容とする貸出用展示パネル及び「「人身取引」と「女性に対する暴力」をなくすために」と題したリーフレットを作成し、ホームページに掲載している。
- 外務省では、令和5年中に(2月20日から3月5日まで)、「なりすましによる旅券不正取得防止のための審査強化期間」として、各都道府県及びその委託を受けた市町村の旅券事務所において、国際テロや人身取引・不法移民等の国際組織犯罪の発生の助長につながり得る旅券の不正取得を防止するため、ホームページにおける広報、ポスターの掲示等を行った。





【図39】旅券不正取得防止ポスター(外務省)

(参考: https://www.mofa.go.jp/mofaj/toko/passport/shinsa.html)



○ 外務省では、警察庁作成に係るリーフレット(4(2)参照)並びに内閣 府作成に係るポスター及びリーフレット(3(5)①参照)を在外公館等に 配布している。

【4 (5) 再掲】

○ JICAでは、2年2月、小学館及び少女漫画家と協力し、JICAがタイで取り

組んできた人身取引対策の協力を題材に、タイの人身取引の現状や被害者に 寄り添った支援を取り上げた広報漫画を作成した。同漫画は、小学館の女性 コミック誌に掲載され、また、JICA のホームページでも公開されている。ま た、同年7月、タイ語にも翻訳し、JICA による同国における人身取引対策支 援事業の内容と併せて人身取引に関する周知活動を強化した。

# 【図 40】タイの人身取引の現状等を取り上げた広報漫画(日本語版・タイ語版) (出典:独立行政法人国際協力機構(JICA)) (JICA・小学館協働企画)

日本語版(漫画の紹介も含む。)

https://www.jica.go.jp/topics/2019/20200205\_01.html タイ語版

https://www.jica.go.jp/publication/manga/trafficking.html





#### ② 学校教育等における取組

- 文部科学省では、従来から、憲法及び教育基本法(平成18年法律第120号) の精神にのっとり、学校教育及び社会教育を通じて、人権尊重の意識を高め る教育の推進に努めるとともに、学習指導要領等に基づき、自他の生命を尊 重する心の育成等を重視した教育を推進している。
- 文部科学省では、2年6月に決定した「性犯罪・性暴力対策の強化の方針」

に基づき、生命の尊さを学び生命を大切にする教育、自分や相手、一人一人を尊重する教育の推進に加え、性犯罪・性暴力の加害者にならない、被害者にならない、傍観者にならないための「生命(いのち)の安全教育」を推進している。2年度には、内閣府と共同で教材及び指導の手引等を作成し、3年4月に公表した。3年度には、モデル事業を通じて指導事例の収集を行った。また、インターネット利用を通じた子供の性被害防止に関するリーフレットを作成し、関係機関・団体や学校における活用を促すなど、性被害の防止に資する啓発を推進した。4年度は、教員向け研修動画の公開及び児童生徒向け動画教材の活用等を周知するとともに、全国の指導事例を取りまとめるなどの取組を進めている。

## 【図 41】「生命(いのち)の安全教育」教材・啓発資料例(文部科学省)



#### ③ 中小企業団体等への働き掛け

- 経済産業省では、毎年実施している「外国人研修指導協議会」において、 関係省庁の協力を得て関係団体に対し、労働関係法令の遵守等について周知 を行っている。4年は、6月に実施した。
- 農林水産省では、農業の実情を踏まえた外国人材の適正な受入れ及び保護を図るため、4年1月に農業技能実習事業協議会を、5年2月に農業特定技能協議会運営委員会を開催し、関係省庁、農業関係団体等の構成員とともに、特定技能制度及び技能実習制度の状況や課題の共有、それらの解決に向けた意見交換等を実施した。また、外国人材受入れの優良事例を収集・周知し、関係機関には冊子を配布して活用を促進している。

#### ④ 海外渡航者への啓発

- 観光庁では、旅行会社が不健全旅行に関与しないよう、各社に対する啓発を推進している。具体的には、旅行業法(昭和27年法律第239号)第13条第3項第1号においては、旅行業者等が旅行者に対し、旅行地において施行されている法令に違反する行為を行うことをあっせんすること等が禁止されているところ、旅行業法の遵守状況に関する自己点検の項目のうちの一つに、「不健全旅行や模倣品購入等に関与していないか」を掲げ、毎年、旅行業者による自己点検を行わせるとともに、旅行業法に基づき当該点検項目を含めた立入検査を実施している。
- 外務省では、海外渡航者向けに配布している「海外安全虎の巻」と題した 冊子の中の「ケーススタディ集~トラブル事例と対策~」において、日本人 が「犯罪者」となるケースとして売買春を挙げ、多くの国で買春行為は禁止 されており、重罪となる場合があることや、児童買春、児童ポルノの所持等 は、我が国の法律により国外犯としても処罰の対象となる旨を明記し、不適 切な行動は慎むよう呼び掛けている。

【3 (5) ①再揭】

#### (3) 人身取引対策の推進体制の強化

① 関係行政機関職員等の知識・意識の向上

#### (i) 警察庁

- 新たに採用された警察官や昇任した警察官に対し、警察学校において、 人身取引事犯対策についての研修を実施している。
- 警察職員の専門的技能等の向上に資するため、警察庁指定広域技能指導 官による研修を実施している。
- 毎年、風俗関係事犯等の取締りを担当する全国の幹部職員を対象にした 人身取引事犯対策に関する研修を実施している。

#### (ii) 法務省

○ 検察庁では、検察官に対し、経験年数等に応じて実施する各種研修等の機会を通じ、人身取引に関する講義等を実施している。また、全国の検察官が集まる各種会議において、人身取引事犯に対して積極的に対応すべきことを周知し、特に、組織犯罪を担当する検察官の会議においては、全国の検察庁における人身取引事犯の具体的事例・経験を共有するなどしている。

#### (iii) 出入国在留管理庁

○ 出入国在留管理庁では、在職年数等に応じた研修において、人権の講義を通じて人身取引対策に関する知識・意識向上を図っている。また、関係省庁、IOM、NGO等外部講師の協力を得て、人身取引事案に直接対応する中堅職員等を対象とした人身取引対策や人権に特化した研修を開催し、研修受講職員が現場職員にフィードバック研修を行う取組を実施している。

人身取引対策に特化した研修においては、被害者の認知のポイントを整理する事例研究を行うなど、認知の実務に重点を置いた講義を実施している。

#### (iv) 外務省

○ 毎年度、領事初任者研修において、水際対策としての査証の役割、元被害者を面接する際の配慮等を内容とする人身取引防止対策に関する講義を実施しており、令和4年度は86人が受講した。在外公館警備対策官研修においても、85人に対し、同様の講義を実施した。

こうした研修受講対象者を含む在外公館に赴任中及び赴任前の領事職員に対し、旅券の知識のみならず、赴任国における関係機関との連携等について研修を実施している。

○ 外務本省において、旅券事務に携わる都道府県旅券事務所職員等に対し、 人身取引関係者、テロリスト等による旅券の不正取得等を防止するとの観点も加えた、旅券発給審査等についての研修を実施している。

#### (v) 厚生労働省

- 毎年、任官後5年目程度の労働基準監督官を対象に厚生労働省が実施している研修において、人身取引対策の推進における労働基準監督機関の役割等について講義を行っている。また、これに加えて、4年3月から、都道府県労働局において、新たに配属された労働基準監督官に対して、人身取引事犯への適用法令、具体的適用事例等に係る研修を実施している。
- 毎年度、「全国婦人相談所長及び婦人保護主管係長研究協議会」において、人身取引被害者への対応に関する IOM 駐日事務所職員による講義を研修として実施している。
- 技能実習生に対する人身取引が疑われる事案への対応として、3年2月、

都道府県労働局に対し、都道府県労働局に人身取引対策担当者を定めること、該当事案を把握した場合には労働基準監督署と外国人技能実習機構との合同で実習実施者に立入調査を実施し、関係機関等と必要な連携を図った上で対応すること等を指示し、取組の強化を図った。

#### (vi) 海上保安庁

○ 取締りの過程において事案を認知できるよう、毎年、実務者研修において、人身取引の実態、被害者の保護の重要性等についての講義を実施している。

## (vii) 裁判所

○ 裁判官研修を担当する司法研修所において、人身取引を含む人権問題を 扱う研修を行っている。

## ② 関係行政機関の連携強化・情報交換の推進

- 警察、出入国在留管理庁、海上保安庁等の関係機関では、「人身取引事案の取扱方法(被害者の認知に関する措置)について」(4 (1)参照)及び「人身取引事案の取扱方法(被害者の保護に関する措置)について」(6 (1)参照)を都道府県警察、地方出入国在留管理局・支局、各管区海上保安本部等に示し、被害者の認知・保護に関し、関係機関と連携の上、適切な対応をするよう周知している。
- 都道府県警察では、人身取引事犯を認知した際に、被害者の保護を適切に 行うこと等を目的として、関係機関地方連絡会議を随時開催し、地方機関の 連携強化を図っている。
- 警察庁では、平成24年9月、「警察における人身取引事犯の取扱いの流れ」 と題した資料を作成し、厚生労働省を通じて都道府県婦人相談所に送付し、 相互の連携強化を図っている。

都道府県婦人相談所では、同資料を参考として、被害者の保護に取り組んでいる。

○ 法務省の人権擁護機関では、人権相談を通じて、人身取引の疑いがある事 案を認知した場合には、人権侵犯事件として調査を開始し、関係機関との連 携を図るなどして、適切な対応に努めることとしている。

- 出入国在留管理庁では、毎年、「入管法違反事犯の防止及び摘発対策協議会」を開催し、人身取引事犯等の現状及び対策について、警察庁、検察庁、 外務省、海上保安庁、厚生労働省等の関係機関と情報共有を行っている。
- 外務省では、国内の空海港における日本人の出帰国確認及び旅券の有効性 の確認のため、出入国在留管理庁に対し、旅券発給情報を提供している。

#### ③ NGO、IOM 等との連携

- 内閣官房、警察、出入国在留管理庁、海上保安庁等の関係機関では、人身取引事犯に係るコンタクトポイント連絡会議(5 (2)①参照)等の場や日常業務を通じ、NGO、IOM等との意見交換・情報交換、各種研修等を行い、連携強化に努めているほか、警察庁では、リーフレット(4 (2)参照)をNGO、IOM等にも配布し、協力を呼び掛けている。
- 政府では、NGO との間において、具体的な人身取引事案に関する事例検討、 意見交換等を行っている。令和4年中の意見交換においては、NGO から、技 能実習生や児童の被害者認定、被害者の保護、現場で対応する職員の知識・ 意識の向上等に関する意見が示され、関係省庁の取組状況を共有した(関係 省庁の取組状況については、3(3)①②及び7(3)①参照)。
- 出入国在留管理庁では、一部の航空会社との間で、航空機内で人身取引事 案の被害者の可能性がある外国人等が発見された場合、航空会社からの情報 提供を受け、上陸手続において保護等の適切な対応をとるといった官民協力 による人身取引防止のための取組を行っている。

また、IOM 駐日事務所や在京大使館等と緊密に連携しながら、被害者の保護及び帰国支援に取り組んでおり、各種会議、研修及び日常業務を通じて、継続的な情報交換・意思疎通を図っている。

【6 (3)⑤再揭】

そのほか、2年度からOTITに当庁から講師を派遣するなどし、新規採用職員を対象にした人身取引事案への対応に関する研修を実施している。

○ 外務省では、被害者の帰国支援事業の実績について、IOM から定期的に報告を受けている。この事業に関し、IOM 駐日事務所は、平成 29 年から 30 年にかけて追跡調査を実施し、その結果を 31 年 3 月に公表した。本報告書の調査で明らかになった改善点を生かし、コロナ禍や台風という予想外の出来事に遭遇した支援対象者に対し、令和 2 年度及び 3 年度末に聴き取りを行い、

必要に応じて追加的な社会復帰支援を行った。また、再度海外で働くことを希望する元被害者がいることから、人身取引のリスクが少ない、安全で正規の移住のための情報提供冊子を作製した。さらに、4年中、2年度から3年度にかけて我が国で保護した当時は妊婦であった被害者3人に対し、帰国後の追加的な支援を行った。また、2年から3年にかけてフィリピンに帰国した被害者を中心とした18人に対し、5年3月、精神保健・心理社会的支援のためのワークショップを実施した。

【6 (3)⑤再揭】

#### 8 今後の取組について

令和4年中の人身取引対策は、着実な進展が見られた。具体的には、人身取引事犯に係る被疑者の検挙・処罰が引き続き行われ、検挙件数は3年と比較して増加するとともに、各種相談窓口等の増加や相談に係る多言語への対応が進み、潜在的な被害者がより相談しやすい環境の整備が進んでいる。4年には、「「世界一安全な日本」創造戦略 2022」が犯罪対策閣僚会議及び閣議で決定され、また、「人身取引対策行動計画 2022」及び「子供の性被害防止プラン(児童の性的搾取等に係る対策の基本計画)2022」が犯罪対策閣僚会議において決定されるとともに、「人身取引対策関連法令執行タスクフォース」において、「人身取引取締りマニュアル」の改定が行われた。また、技能実習制度及び特定技能制度について、「特定技能制度・技能実習制度に係る法務大臣勉強会」が開催され、両制度の課題・論点を把握し、4年12月から「技能実習制度及び特定技能制度の在り方に関する有識者会議」において人権侵害防止のための方策等を含め議論が行われているところである。

こうした中、4年中に認知された人身取引被害者は、3年と比較してほぼ横ばいの状況であった。国籍別では、日本人被害者が過去最高となる9割以上を占めた。人身取引被害者の認知のためには、第一線において事案を取り扱う職員一人一人が人身取引の潜在する可能性を念頭に置きつつ、関係省庁申合せ(4 (1)参照)等に定められた措置を執ることが重要である。4年にも、各関係行政機関においてオンライン会議の活用、データによる情報共有等により職員の知識・意識の向上に努めたところであるが、今後とも、各関係行政機関において職員の知識・意識の更なる向上に努めることが必要である。

また、外国人を被害者とする人身取引は、4年は過去最少となっている。我が国の水際措置の緩和後、我が国に滞在する外国人数の回復が進んでおり、そのような中、今後、訪日外国人が人身取引の被害者になることが増えないよう予防に取り組むとともに、人身取引の潜在性に鑑み人身取引が疑われる事案を見逃すことがないよう、被害者やその他の関係者から相談や保護要請があった場合には、保護を含め引き続き確実に取組を進めていかなければならない。

今後とも、被害者の立場に立ち、各種政府行動計画等に基づく取組を着実に推進することにより、人身取引の根絶を目指していく。

## 【図 42】人身取引関係省庁一覧

内閣官房 内閣官房副長官補付

内閣府男女共同参画局男女間暴力対策課

警察 庁 生活安全局保安課

こども家庭庁 成育局安全対策課

支援局虐待防止対策課

法務省 刑事局公安課

人権擁護局調查救済課

人権擁護局人権啓発課

出入国在留管理方 出入国管理部審判課

在留管理支援部在留管理課

外 務 省 総合外交政策局国際安全・治安対策協力室

領事局外国人課

文部科学省 総合教育政策局

男女共同参画共生社会学習・安全課

厚生労働省 労働基準局監督課

社会・援護局総務課

人材開発統括官付海外人材育成担当参事官室

農林水産省 経営局就農・女性課

経済産業省 経済産業政策局産業人材課

国土交通省 総合政策局政策課

海上保安庁 警備救難部国際刑事課